

午前10時42分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 小山広明君、3番 辻 彌一郎君の両君を指名いたします。

次に、前回の議事を継続し、日程第2、議案第7号 泉南市介護保険条例の制定についてから日程第6、議案第11号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上5件を一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 質問に入る前に一言愚痴を申し上げたい。

この介護保険制度というのは、非常に大事な問題であります。当然、議員は知っておくべきだと思います。そういう意味では、議論の場が非常に必要だと思います。若干の手直しをして暫定的に4月1日から出発すると思いますが、中身についてはまだまだ変えていかなければならない問題がいろいろあるだろうと思います。これから政府与党がこの問題をいろんなところで修正していくと思いますので、泉南市にとって現時点でどうせえこうせえとはあえて言いません。

しかし、一言言いたいのは、せめて勉強会をとるなり、あるいは民生常任委員会で配った資料ぐらいは全議員に回していただきたいと思います。こういう場をとっても、何をどう質問していいやらわからんというのが現状です。今ほっと見たらここにぽっと置いてあります。こんなもんすぐ読めいうても、ここから質問せえいうてもこんな無理な話です。もうちょっと御配慮いただきたい。こういう問題というのは非常に大事な問題なんで、御配慮いただきたいと思います。そういう意味で、資料なしで質問させていただく無理もありますけれども、基本的なところを何点か質問したいと思いま

す。

家族介護支援事業というのは、これを行うのには国から助成金が出るとは思いますけれども、泉南市にとって、この家族介護支援事業の中身をわかっている部分を若干教えていただきたいと思います。

その中で、この家族介護をしている方、この方がお年寄りを介護しておって、自分もヘルパーの資格を取りたいなと思ったときに、国もこれを助成するように伺っております。泉南市はこの状況がどうなのか、お伺いしたいと思います。

それから、家族介護者が介護4あるいは5の重度の支援の方、この方がもし何らかの形によっていわゆる制度を受けてない方、この方に対して慰労金がどれくらい出るのか。これもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは代表質問でも話しましたが、自立と認定された方、これは現在、特別養護老人ホームに入所されてる方は既にもう判定が行ってると思うんですけども、この中で自立になった方は何名ぐらいいらっしゃるのか。自立と認定されてそこを出ていかなければいけない、その期間があると思うんですけども、大体4年か5年ぐらいあると思うんですけども、これの確認もお願いしておきます。

それから、低所得者の方で現在ホームヘルパーを利用している方、この方の場合、3年間は3%ぐらいでいけるとは思うんですけども、この低所得者というのはあくまでも非課税だと思ってしまうんですけど、この方について、もしこの方が現時点でいわゆる低所得者であっても、何らかの形で課税になって、翌年にまた非課税になった。この場合に可能なかどうか。この点もお聞かせ願いたいと思います。

それから、国の方から国民健康保険の方に今の状況で一緒に引くということは非常に大変な状況なので、国としては全国で660億円の助成をするらしいんですけども、泉南市にとって、この助成金でどういうふうにしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点は、65歳以上については、泉南市は3,350人かきょうの新聞に書いてましたけれども、64歳までの方が泉南市で何ぼなのか、

その点お聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 奥和田議員さんの御質問の家族介護の支援につきまして、家族介護支援と申しますのは、その地域におきまして、居宅介護サービス並びに施設介護サービスが整備されていない地域に限って認められています。

その次の慰労金でございますが、慰労金につきましては、1年間介護保険のサービスを利用されなかった方につきまして、10万円の慰労金が出るようになっております。

それと、自立の方につきましては、今現在、特養に入っておられる方で自立となった方は1名でございます。5年間の経過措置がございますので、その5年の間に、お年寄りのことですのでどういう身体的な状況になるかはわかりませんので、出なければならぬとは一概に言えないと思うんです。もし、5年を経過した後にまだ自立の状態でありましたら、在宅福祉の方で養護なりケアハウスなり、そういうものを利用していただくとことになろうかと思えます。

それと、低所得者の方でホームヘルプサービスを従来から受けておられる方についての利用者負担の免除につきましては、おっしゃられるとおり3カ年となっております。その対象者はなおかつ非課税世帯であるということが条件になります。非課税の間は当然その措置の適用を受けることができますが、課税となりましたら適用が外れることとなります。

以上です。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 奥和田議員の御質問の中で2点ほど国保の関係であったと思いますので、お答えいたします。

まず、先生のおっしゃっている助成の趣旨が私の回答することに該当するかどうかわからないんですけど、一応国保に対する助成制度といたしまして、現在、国保の収納対策に苦慮している中で、介護2号の関係でかなり収納率が低下するのではないかと懸念されます。そのために収納対策給付金として、平成12年度に1,835万

程度の金額が交付される予定でございます。

それと、2点目の2号被保険者の数ですが、1月20日現在で6,855名ですけど、一応12年度予定といたしまして、7,341名程度を予定しております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 非常にわかりやすく言っていただきましたけども、現在ホームヘルパーを受けての方が課税の対象になった。その翌年に非課税になった。この場合に3%のこの制度を受けられるのかどうか、これをお聞きしてるんです。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 済みません、答弁漏れで。3カ年の特例措置でございますので、3カ年の間であれば可能かと思えます。非課税になった場合、また対象になるかと思いません。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） それは絶対間違いないですね。資料に載ってますね。それは念を押しておきます。間違いないですね。後で間違いましたというようなことないように、間違いないですね、その点は。3カ年以内であれば、翌年の13年に非課税になった場合に、それでも受けられるんですか。

もう1点、先ほど慰労金が10万円、これは制度を使わなかった場合の状態で10万円の慰労金があると言ってましたけども、これは家族に贈られるのか、あるいはその本人なのか、お聞かせ願いたい。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） ホームヘルパーの措置につきましては、それでいきます。慰労金につきましては、介護をされる方に対しての慰労金ということになります。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 間違いないですか。介護される方ですね。介護してる方じゃないですね。介護される方ですね。ちょっと違うのと違う。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護を

されてるということで、済みません。介護をしている御家族の方です。

それと、申しわけありません。先ほどのホームヘルパーの利用者の方については、一たん課税となりましたら対象とならないということで、えらい申しわけありません。

議長（嶋本五男君） 理事者の方をお願いします。もう少しはっきりしてもらわんと、質問者の回数がふえるだけでございますので、こちら配慮いたしておりますけれども、その点よろしくお願ひします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） あのね、もうちょっと勉強してやってくださいよ。私たち全くわからないで、ここで答弁されたことを信用してるんですから。間違いありませんかと念を押して、間違いありません言うた舌の先が乾かん先にまた前言を翻すというような、こういうので何を信用したらいいんですか、私たちは。専門の方なんですから、そこのことを私たちわからないで聞いているんですから、絶対間違いのないという確信の答弁をしていただきたいと思います。

これ以上言いませんけども、それから家族介護ですから、御家族にその10万円の慰労金があるわけですね。じゃ、ひとりで寝たきりの重度障害者になってる、御近所の人に面倒見てもうてる、この場合に本人にはいかないのかどうか。御近所の方が面倒見てるわけですね。けども、本人は家でいわゆる寝たきりの状態になってるわけなんです。このときに御本人にこの慰労金がいらないのかどうか、あるいはそのはたの見てる方に行くかどうか、お聞かせ願ひたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 先ほどは大変失礼しました。えらい済みません。あくまでその家族に対する支援ということになっておりますので、家族の方が介護されてて支給される慰労金でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） それ間違いないですね。私たちこれ真剣に質問してるんですよ。遊び半分で質問してるわけじゃないんです。真剣に質問してるんです。間違いないですね。

そしたら、そのおひとりの方、御近所の方が寄ってこって介護されてるわけなんですね。そしたら、その方に何らかの形でその10万円分の例えばおしめとか、あるいはそれに対する衣料品とか用品とか、そういうものがいらないのかどうか。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 現在、高齢者福祉の方で、寝たきり老人の方への紙おしめの給付事業がございますので、それを活用していただくことになろうかと思ひます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） もうちょっと自信のある答弁してくださいよ。それは介護保険制度じゃないわけですか。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） あくまで高齢者福祉の方の施策として実施いたしております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） じゃ、介護は家族以外は認められないのかどうか。この介護保険を1人の人がかけとって、介護については、家族以外の人には認められないのかどうか。言うてる意味わかりますか。

議長（嶋本五男君） 奥和田君、あと2回でございますので、その辺でまとめてくださいね。岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 介護保険はあくまでそのサービス主体が事業者になっておりますので、家族介護という特殊な状況を想定して家族介護の施策が出されておまして、御近所の方等のサービスについては、今のところ評価されておられません。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） じゃ、泉南市で家族介護の支援事業で、どういう中身を現在やっておられるのか、お聞かせ願ひたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 具体的に泉南市の方でも独自に、どういった形の家族介護というんですか、その施策ということになりますけども、実際は我々としては高齢者福祉の

高齢者対策として、実は施策を行ってます。そして、家族介護というんですか、そういった家族を例えばお助けするというような事業というよりか、今現在は本人さん、要するに高齢者の方々をいかに助けていくかという施策、それについて実施しているところでございます。

ですから、あくまでもやはり家族介護というんですか、だから家族をお助けするというような、そういった事業でありましたら、例えば配食サービスでありますとかそういったところ辺、あるいは寝たきり老人の紙おしめあるいは無料の調髪事業とか、そういった各種の事業については、一応家族の方をお助けする事業かなというふうな形で想定しております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。最後でございませぬ。

9番（奥和田好吉君） もう結構でございます。余り言うても答弁でけへんやろうから、結構でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———林君。

22番（林 治君） いよいよ4月1日からということで、介護保険制度が実施されるわけですが、きょうこの議案が提案されてから、特にけさ、議長、3つの資料が出されたんですよ。この資料を今ここでとてもとても目を通して問題点を明らかにして、そしてこの介護保険の条例やその関連の議案についての質疑をやっていくと。これは大変至難な、ほんとに議員としても。それは先ほど奥和田議員からもそのことについて言われました。きのうもそのことは出ました。

本来ならきのうも出された資料を含めて、本会議場でも出されたんですから、たしかこの議案について昨日遠藤助役から、こういう議案ですよというひとあたりの話はありました。きのうはこれですね、3枚のシートです。これ、本来ここで一通り御説明をいただいて、その説明自身についての例えば質問になる以前の質問のような問題も当然出てくるんですよ、実際問題として。

その説明も一切なしで、この大事な、日本始まって以来の介護保険をこの泉南市で具体化するのに、しかも例えば今御議論になった1号被保険者の保険料だって全国全部違うわけですよ。きょう

の読売新聞を見ますと、この介護保険料について泉南市は大阪府下で3番目に高いという資料も出てます。

だから、本当はこういう点についての説明を受けないと、例えばここでワークシートをきょう配られた。こんなワークシートを議員全員今まで見たことあるかどうかというのと、見てない方もあるかもわかりませぬ。議長、例えばこのワークシート、何のために配られてるかわかりますか、率直なところ。これ何で配りましたか。議長が何回何回で余り言うから、私はこのことを先に聞きたいんです。例えば、この配られた資料について質問をしたら、それで1回というんですか。

私は、問題は今回のこの介護保険条例というのは、非常に大事な問題です。だから、これはこの資料の説明も抜きで議論をさせること自身が大問題だと思いますよ。例えばこういうことを言うのと失礼になるかわかりませぬので、ちょっとお許し願いたいんですが、きのうもううちの松本も質問しました。それから、今、奥和田議員からも質問ありました。

例えば率直に言って、この介護保険制度のある特定の部分についてぎゅっと踏み込んだ、今奥和田議員からも大事な問題について質問されたんですよ。でも、それはやっぱり全体の中の一部ですよ。そこへぐっと入られた。この説明も受けてないのに、その部分のそこへぐっと入られたら、なかなか質疑応答の中身も、全体のものの中の一部のどういう位置にあるのかということの理解そのものがなかなかできないでおります。

質問されてる方はいろいろ勉強されて、ここは今問題点やと思って質問されてるわけですが、こういう問題の措置をどうされますか、議長として、まずこの質疑を。とにかく議長が今そこで独断で決められた何回という質問内で、これ全部理解せえというわけですか。

議長（嶋本五男君） 独断で決めておりませぬ。議長は議会の中の采配は私が持っておりますので、それでやっております。特に、当初に本件に関しましては、委員会付託を省略して本会議でやりますと、皆さん御異議なしということで本会議にかけております。本会議にかけられた以上、議長と

して回数を制限してスムーズに行かすというのが議長の役目でございますので、その点誤解のないように。

もし、委員会付託あるいはまた全員協議会が必要なれば当該委員長がおりますので、その方から議長の方に申し入れていただければ、それは当然、議会前にでも全員協議会が開けたかと思えますけれども、やっぱり当該委員会がある以上、当該委員長の判断にもよらなければいけませんので、それはできません。——林君。これは議会運営ですか、質問ですか。

22番(林 治君) 議会運営です、まずね。

議長、それじゃ今配られた資料について、昨日も配られた資料について、説明を私はしていただきたいと、そう思います。少なくとも、最低限そのことは議長としてここで採配振ってる以上、今おっしゃるような運営をされるというのであれば、私はその点はきちっとさせるべきやと思うんですよ。

議長(嶋本五男君) 議会運営と質問とはっきりしといてください。

22番(林 治君) いやいや、だからそれはいつも質問してません。議長に言うてるんです。

議長(嶋本五男君) その前にわかりませんのでね。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(谷 純一君) それでは私の方から、きのう、そしてきょう皆様のお手元に御配付させていただきました資料について御説明申し上げます。

まず、きのう配付いたしましたこのナンバー1からナンバー3、この分につきましては、まずナンバー1、これは介護保険料で、介護保険条例の中の第2条で、保険料の区分ですね、それをあらわしております。そして、この資料ナンバー1は介護保険条例第2条、ここに保険料率をうたってるわけですが、これの平成14年度で100%になった場合にこうなります。それから、平成12年度、13年度では具体的に第1号被保険者の人は額がこういうふうに変動しますという一覧表をつけております。そして、右端、これは現在、我々が予想しております対象者の人数を記入しております。

続きまして、資料2ですけれども、これは国民健康保険の方でして、これの国民健康保険税条例の方を提案させていただいておりますけれども、その分で介護保険が月額どれくらいになるかということをお知らせしております。そして、左の端の下から3行目に被保険者1人当たり負担額、一月1,245円という形になっております。平均ですけれども、これが国民健康保険に加入されてる方の負担額と、このようになっております。

そして、その上の方ですけれども、これにつきましては、介護保険の税率の配分割合を記入しております。そして、この介護保険の配分割合の方ですけれども、それも1番から課税所得割につきましては、100分の60、それから課税資産割額につきましては、これは固定資産ですけれども、100分の4.9、そして、均等割については1人について5,760円、そして課税世帯別の平等割については1世帯当たり3,600円という形になりまして、そしてこれも限度額というのがございます。これは7万円となっております。

ただ、この分につきましては、今回の保険税条例にはうたっておりません。実はこれは地方税の改正というのがございまして、この限度額につきましては、3月末で専決処分という形でさせていただきたいと思っております。そして、今回の国民健康保険税条例では、現在46万円の限度額はそのままだになっておりまして、それになおかつ専決でこの7万円の分がプラスされるということで、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと続きまして、資料ナンバー3でございます。これにつきましては、現在の国保税を各所得別に出しております、その分についてこういった形の税がかかっていくかというところを示しております。そして、これは各所得別に医療の分と、それと今度新たに介護保険が導入されますと、こういった形になっていくかという一覧表でございます。ですから、その中で市民税の非課税世帯でありますとか、あるいは所得割の非課税世帯、その中で収入金額別にあらわしたものでございます。

そして現在、国民健康保険につきましては、政令軽減というのがございます。6割軽減、4割軽減、それから、市の独自の2割軽減というのをや

っておるわけですが、その分については、右端の区分欄のところに示しております。この所得階層につきましては、まず98万円未満でしたら6割軽減、それから、177万6,000円未満でしたら4割軽減と、こういった所得別に要するにどういった軽減がされているかということをお知らせしております。

続きまして、本日お配りさせていただきました資料について説明させていただきます。

まず、このA4の冊子でございます。「泉南市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)」でございます。これにつきましては、きのう松本議員の御質問の中に、実はこの事業計画の議論がなされました。これにつきましては、最終この事業計画の策定委員会のときに出された資料でございます。この資料に基づいて検討していただいたという内容の資料でございます。

そして、この分が今現在、大阪府の方で法定協議中でありまして、最終またもし、若干の数字の訂正とかございましたらそこを訂正しまして、最終泉南市の事業計画になるものでございます。ただ、表紙に書いてありますように、「この案については、現在大阪府と法定協議中であり、数値・文言等については今後変更される可能性もあります。」ということで、御了解のほどお願いしたいと思います。

そして、この分につきましては、全部で1ページから70ページまであるんですけども、ちょっと時間の都合上、第5章の介護保険サービスの推進というところをコピーさせていただきました。そして、この第5章以降これから泉南市がこの介護保険について、どういった事業を展開していくかということをお知らせしております。

まず、36ページですけども、36ページ以降につきましては、介護保険法定の居宅サービスの分について、具体的にどういった形で量とかその辺を推計したかということを書いております。

そして、43ページをお開き願います。43ページ以降は、この介護保険法の今度は施設サービスの推進、これについて規定しておりまして、特別養護老人ホーム、老健施設または療養型病床群の別に、その事業量というのをお知らせしております。

す。

それから、67ページでございます。これをお開き願います。67ページ以降は、これは一月当たりの居宅サービスでありますとか、あるいは施設サービスの総費用について記載をしております。そして、68ページの最後の(3)でサービスの総費用という形であらわしております。そして、このサービスの総費用から泉南市の介護保険の月額3,354円というのを見込んだということでございます。

続きまして、1枚物のA4の介護認定状況でございますけども、これはきのうの御質問で答弁させていただきました2月末現在の認定状況でございます。

そして、次にB4の1枚物、これが第1号の保険料率のワークシートでございますけれども、これは具体的に1号被保険者の方、月当たりでどれぐらいの保険料、基準額を算定しているかという資料でございます。

そして、これにつきましては、一番下の方に6番という形で、保険料基準額月額というところがございます。ここで3,354円という数字をお知らせしております。これが今回泉南市の保険料ということになります。

ただ、1番から6番まで計算式がございまして、1番では給付費見込額を出しまして、あと老人の人口とかで割りまして、この月額を出していただくわけですが、ただ、この月額につきましては、あくまでも3年間の費用を出しまして、それを平均ベースで出して、それで最終3,354円という形の数字が上がってきたということでございます。ですから、これが保険料を決定する1つの計算式ということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) 質疑はありませんか。――林君。

2番(林 治君) 今、御説明いただいた分で、1つは条例中の国民健康保険税条例の方の75ページの課税の問題での7万円の限度額問題についての専決処分する問題だとか、それから特に出されました資料の取り扱いの問題等について説明をいただいたので、私は、そのことは少な

くとも明確にしておかなければならなかった問題ではなかったかなというように思います。

そして、その上に立って私は、きのう松本議員の方からも特に介護保険条例の方は質問しておりますので、重ならないように私は75ページからの国民健康保険税条例の方に若干的を絞って、簡単に質問をしたいというふうに思います。

さて、今度の介護保険につきましては、当然のことながら、昨年からずっと保険あって介護なしというふうに言われてもきましたし、そういう中で、実際、低所得者というのは今回大変な負担になります。先ほど説明をされた資料の中にもありますように、国保も大変な事態の中で、この介護保険自身が第二の国保のようなことにならないかというその不安や、これはもう自治体としてもそうですし、また市民としてもそういう思いは持つわけですね。

市長がきのう、介護保険というのは本来国が全面的に責任持ってやるべきもので、それが今地方自治体に転嫁されてきているというんですか、大きな負担をかけてきていると。実際、国の今度の予算を見ると、これまで介護に使っていた国の予算が大幅に削られて、結局保険者というか国民に負担をかけてこの介護がやられようとしていると。だから、ここに実際上大きな問題があるわけですが、そのために今地方自治体も、それから介護保険に加入をせざるを得ない40歳以上の、これは結局国民全体に大変負担をかける内容になってきていると。しかも、保険料を取られるけども介護がないと。そういう点が今ここでも議論になるわけですが、そういう点で、私は、ここで低所得者がこの制度から排除されてしまうということが絶対にあってはならないと思いますし、その点での配慮が必要だと思っております。

市長は市政運営方針の中で、泉南市は福祉都市ということを言われた。私は市政運営方針の中のこの部分、きのう松本議員もそのまま再度市長の市政運営方針をここで紹介しておったんですが、非常に大事な点だと思いますし、そういう点で今国民健康保険会計の中身を見ますと、大変な事態になってますね。

例えば、昨年、平成10年度の決算が議会でも

審議されました。この決算の中で、今累積で滞納額が5億1,400万に達していると。しかも、10年度単年度で1,529件というか世帯というか、1億4,320万のいわゆる滞納額が10年度だけでも出ていると。そうすると、この滞納の方ですね。ここへ介護保険税が今度のこれで加わるわけですから、ますます国保の加入者にとっては、特にこの滞納者にとっては一層大きな負担になる。

そういうことで、今度は今の国保会計、2号被保険者も含めた介護の会計が一層大きな滞納をもたらすことにはならないか。件数の上でも、それから額の上でもですね。その心配が第1点なんです。会計として考えた場合、そうなりますね。

同時に、もう1つは、先ほど言いましたこの介護保険がせつかくこの4月1日から発足しても、介護の制度から排除されないかという問題なんです。例えば、保険税が払えない人。今まで何とか国保は払ってきたけれど、介護保険料もついてきたんで、もうこれ以上負担できないということで、新たに滞納となる、払えない層が出てくる。そういった問題が起こった場合、これ大変でしょう。国保は払います、しかし介護保険税はもうそこまではよう払わんという人は、一体どういう措置をされることになるのか。その点について何回も質問せんでもええように、きちっと御答弁をまずいただきたいと思うんです。

同時に、市長にはそういう層を含めて、そういうことに対する対応策は一体どう考えるのか。市長は市政運営方針の中でも、地域で市民が安心して暮らせるようにする制度だと、そのことを泉南市でもやるんだというふうに言われてます。その点との兼ね合いで具体的に実務的なことのお話を先にいただいて、あと市長、お願いします。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 林議員の御質問にお答えします。

滞納者対策の件だと思いますけど、議員御指摘のとおり、現在でも収納対策に苦慮している実情でございます。2号被保険者の負担が加われれば、当然さらに状況が厳しくなるということでございます。

ただ、我々といたしましても、そういう実情は

わかっておりますけど、その中で収納対策をさらに強化する、介護保険制度の趣旨を十分に理解していただく形の中で、周知方法等をとった中で対応していきたいと考えております。

それと、先ほども御説明ありましたように、収納対策、例えば懸念される収納率低下に対する国の補助として、先ほどは12年度分については定額の補助がありましたけど、12年度以降、13年度以降におきましては、収納率が落ちた分に対する割合に対して2分の1の補助というのがつく予定でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 介護保険につきましては、こういう保険制度がいいのか、あるいは消費税等を充当する税方式がいいのかという議論が相当ございまして、まだ一部にはそういう議論も残っております。ただ、この4月から保険制度でスタートするというのでございますので、私どもとしてもできるだけこの国で決まった——不満はあっても決まってしまうわけですから、円滑に導入できるように努力をしたいというふうに考えております。

介護保険の方は、きのうも御答弁申し上げましたように、第9条で保険料を減免することができるという規定をつくっておりますので、6カ月間徴収猶予の期間もございまして、この間にこの制度を運用した中でいろいろな問題点を精査して、減免の必要があるかどうかも含めて考えたいというふうに思います。そういう意味で、減免することができるという条項を入れております。

それから、国保の方でございますけれども、過日の国保運営協議会でもいろいろ御指摘もいただいて、私も答申もいただいたわけでございますけども、この中で、市民税非課税世帯等の減免のあり方ということについて御指摘もいただいておまして、出席した上林助役の方からも、この減免制度については検討する余地があるというふうに御答弁を申し上げておりますので、このあたりも関連しながら検討をしたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そうしますと、きのう配られた資料の中で、結局この表の方でいいですと生活保護世帯はどのラインになるのか、ちょっと明確にしておいていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 御質問にお答えします。

資料ナンバー3をごらんいただけますか。収入金額において282万程度、大阪府で言う生保ボーダーライン層の所得階層になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そうしますと、今市長の方も特に低所得者対策としての減免制度も考えると、同時にここが国保とプラス介護保険税というふうになると大変だというのは、これを見ててもボーダーライン層以下の所得の人たちの中でも、例えば一番上の98万円の収入のところでも、結局6割減免しても6,040円がかかるとか、その次の段階で9,070円かかるとかいうふうにありますね。

生活保護世帯よりも市としては国保の減免規定との関係で、市独自で2割減免の、この234万4,000円の方はやるけれども、あとのいわゆるボーダーライン層から下位にあるこの所得の人たちに対する対策の問題ですね。特に数字で出てる低所得者に対する対策ですね。

こここのことについて、先ほど市長がお答えになったんじゃないかなと思うんですが、ここで対策をきちっとよっぽどよくやらないと、まず国保会計全体との兼ね合いで、今国から収納対策が出るとか言いますが、悪かったらその半分出るといふ話は、そこで半分助けてもらうんだということでは終わってしまうと、これはもう会計上大変なことなんでね。

やはり皆さんに納めていただかなくてはならないわけですが、しかし絶対金額としてどうしても生活ができないという人たちに対する対策としては、やっぱり行政として対応せざるを得ないんじゃないか。収入が生活保護以下という中での問題ですから、私はそういう点で、さらにこういう層に対する市独自の制度のあり方というのは、一層

考えないかんと違うかなと思うんです。

その点と、ちょっと先ほど私の質問に答えていただけてない問題として、国保を何とか払ってきたけれども、保険税が追加されるともう払えないということで、結局国保税だけそれやったら払います、保険はもうあきらめました、介護はあきらめましたという層があった場合に、一体どういう対応なのか。これは単純にそのことだけやなしに、その場合のいろんな中身について明確にさせていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

介護保険導入に際して、若干制度の方が改正されております。当然、医療と介護の部分に分かれますが、林議員御指摘のように、保険を払うとか医療分だけを払うとか介護は除くという、そういうことも若干懸念されることがありますけど、収納に当たっては、そういうことは配慮せずに医療部分として入ってきた部分についても、介護保険に案分する形、当然そういうことのないような形で、介護保険部分についても入れてもらうような形の中で、私どもは指導する形となっております。

それと、このことによって今度は療養費の関係の給付制限そのものが義務化されます。特別療養費の関係なんですけど、当然、悪質滞納者については、一たん自己負担分と保険者負担分を全額納めてもらった中で対応していくということでございます。その中で、保険者負担分を滞納額に充当する制度、そういうものが義務化されるということでございます。若干難しい点もありますけど、制度としてはそういう形になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 減免の件で特に私の方からお答えをいたしたいと思います。

先ほどから、政令軽減と市単独の分がございません。非課税世帯の関係を特に見直しをやっていきたいなと、かように思っております。現在、収入金額では234万4,000円未満の方には、市単独として2割減免をまず実施しております。主にこの辺のボーダーラインを検討したいなというこ

とでございます。

1ランク上げる件につきましても、あわせて検討もいたさんといかんと思っております。でき得るならば12年度中に十分検討をさせていただきたいなと、かように思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、先ほどちょっと悪質な滞納者という話もありましたが、私、今議論してるのは低所得者ですから、所得があるのに——所得があるのに言うても低所得者なりの所得があるといえはありますが、いわゆる生活保護世帯よりもさらにまだ所得が少ない、収入が少ない、そういうボーダーライン層についての議論ですから、ここではその悪質論議はできたら控えておいていただきたいなと。でないと、どんなに生活を切り詰めておってもいろんなことが世の中で起こってきますから、そしたらもう狂ってしまいますからね、生活自身が。

私はそういう点で、本会議ですから私言いそびれていたんですが、その生保世帯以下の収入のレベルの世帯ですね。今現在の市の独自減免からも外れたそのボーダーライン層の世帯数というのか、ちょっとそれを先にほんとは聞きたかったんですが、聞き忘れてたんで、それをできたら先に数字をちょっとお聞かせ願いたいんです。どの程度あるのか。特に、低所得者対策として、今助役さんの方からもここについて検討するというふうに言われた部分ですね。この時点での対象者としてどの程度あるのか、その点ちょっと。

それと、もしかやるとすればどの程度の費用が必要なのか。これは若干流動的なものもありますけども、今出せる資料の範囲で、その点ちょっとお示し願いたいと思います。ちょっとこっちの質問に答えなあかんで。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

生保ボーダーライン層以下の所得階層がどのくらいあるかという御質問だと思うんですけど、率に直しまして、全保険者の40%程度が生保ボー

ダーライン層以下の世帯となっております。人数
ですか。

22番(林 治君) 私の言うてるのは、全体
でしょう、40%というのは。そうやなしに、そ
れは政令の6割、4割もあるし、今やってる2割
もあるわけですから、それにも漏れるというんで
すか、対象とならない人たちはどの程度の世帯数
とパーセンテージであるかということと、それを
対策したら大体幾らぐらい必要かと。

健康福祉部国保年金課長(島原功明君) わかり
ました。失礼いたしました。

現在の2割減免以後、1ランク拡充した場合に
ついては、大体7%程度の割合がふえてきます。
減免額については、約900万程度の額がふえて
くるんだと予想しております。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) 林君。

22番(林 治君) ちょっと質問が交錯した
かわからんです。

そういう点では、実際上ボーダーライン層以下
の所得階層については、当然生活は大変厳しいわ
けですから、それへの対策について助役も市長も
検討されるということですが、今検討の課題にな
るのは、具体的に言うと、今世帯数を言ってもら
えなかったんですが、もう一遍世帯数もちょっと
出してほしいんです。全世帯の7%ぐらい当たっ
て、しかも、金額にして900万円程度だという
お話があったんですね。そういう点では、そうす
れば生保の——しかも、これ2割減免ですからね。

本来、私はそういう市民税非課税の全額免除に
すればいいなというふうに思いますが、そこまで
いかなかったとして、とりあえずその部分の市
の対応として、政令の軽減の関係もありますから、
やろうとすれば大体そういう900万円程度とい
うことであれば、何とかできるんじゃないか。

例えば、国から収納率アップのために援助をい
ただくとかいろいろありますが、市として、国保
会計としても、介護保険条例ができてその方に制
度移行するという点では、たしか相当金額が国保
会計から削除されるというんですか、出ていくわ
けですから、そういう点では、国保会計としての
対応も、しかもこの程度の金額であれば、決して

難しいことではないのかなというふうに思うんで
すよ。そういう点でどうでしょうか。

これはもうできたら担当者では判断があれです
から、市長なり助役の方で。特に、介護保険を発
足するに当たって、その点考えていただけないも
のか。あともう一息の話ですから、その点どうで
しょう。できたら市長に.....。

議長(嶋本五男君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 先ほども12年度中という
ことで、議員おっしゃる意見もありますけども、
私どもは私どもでまた考えてる案もございます。
当然、そういう面も含めまして、十分検討をさし
ていただきたいと思います。御理解のほどよろし
くお願いをいたしたいと思います。

議長(嶋本五男君) 林君。

22番(林 治君) 今、助役の方から私ども
も考えてる案があるというんやったら、本当はで
きたらその案も出して、そして議会と一緒に議論
をして、こうしようやないかというふうに言って
ほしいと思うんですけどね。

市長、今の助役の案もあるということで含みが
あって、ほんと聞かしてほしいなと思うんですが、
範囲というんですか、全面的に免除ということに
なると大変ですが、今政令軽減の後2割減免とい
う内容になれば、一定配慮できるんじゃないかな
というふうに思うんですが、その点で市長からも
できたらもういよいよ介護保険発足ですから、ち
よっと積極的な、市民が安心して生活できるよう
にしていきたいという市長の市政運営方針との兼
ね合いからいえば、その辺で市長からの答弁をで
きたらいただいて終わりにしたいというように思
うんですが、その点ちょっとお願いします。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほどもお答えしましたよ
うに、過日の国保運営協議会でもそういういろん
な御意見も承っております、助役も前向きに検
討するという答弁をさしていただいております。

ですから、今234万4,000円未満の皆さん
については一定の軽減をいたしておりますけれど
も、御指摘ありました国保ボーダーライン以下の
非課税世帯、対象をそこまで広げるかどうかも含
めて今検討をいたしておりますので、何とか我々

もいろんな角度から努力をしたいという考えを持っております。多少まだ整理もできておりませんので、少し時間はいただきたいというふうに思いますが、やはりその低所得者の方々に過重な負担にならないように努力をしたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 最後にします。市長、今言われた点は、見通しとしていつごろには——この1号被保険者の場合は10月1日からなんです、実際上は2号被保険者の場合は、徴収は6月からですか。だから4月でなくてもいいわけなんです、例えば6月の定例会には発表しますとか何か、できたらそのぐらいのことでないと間に合わんと思うんですが、ちょっと僕もそこそこわからんので、見通しだけひとつ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） できるだけ早く結論を出したいとは思いますが、先ほど助役が答弁しましたように、12年度中のできるだけ早い時期にはつきりしたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 審議の途中ではございますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時 1分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑はありませんか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 議論がいろいろ尽くされてきたと思うのですが、基本的には制度にかかわる問題に関しては、市長もおっしゃられたように、国が決定したから我々運用しなきゃならないということで、基本的消費税等そういう税方式にすべきだと思います。

基本的には、こういう福祉制度というのは、市町村の競合があると高所得者等は福祉的政策の比較的低いところへいくというふうな傾向もあって、地域格差云々含めて、福祉政策を基本的に中央政府がやるというのが、今後の流れであるべきではないかと思えます。

その点で異論はあるわけですが、それを

踏まえた上で、今減免措置云々の問題が基本的な論議になりました。その点は議論されたわけですが、第2号被保険者等ですね。例えば我々40歳から64歳までの加入者については、特定の疾病以外は介護保険の対象とならないというふうな形になっておりまして、当然、ちまたでは例えばアメリカ産のがん保険とか、そういうのを受けた方が合理的だと。

もちろん共同扶助とかそういう大義名分があるわけですが、しかし実際の運用面で40歳から64歳までがほとんど介護保険の対象にならないという枠組みの中で、この制度は維持できるのか。国民健康保険の徴収の問題等絡めて、介護保険の徴収ということが問題にされていますけれども、それに加えて今言ったような諸点で大きな問題が出てくるだろうと。

税方式にしない、措置から契約であるというふうな流れは、一定は自己責任という現代の流れにおいて正当性を持っているように見えるけれども、しかし、そうではないということが考えられるわけで、その中でとりわけ40歳から64歳の加盟者が今後どういうふうな動向をとるか等について、一定考えられてることがあればお答えしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 北出議員の御質問にお答えします。

今、議員の御質問の件につきましては、ある程度介護保険制度の趣旨の問題にもはね返ってくるのかなという感じがいたします。この介護保険制度の趣旨といいますのは、以前から何回も御答弁させていただきましたけれども、やはりみんなが、社会全体がこの65歳以上の介護問題について考えていこうというところ、そして介護の重度化でありますとか、あるいは期間の長期化とか、そういった中で、あと介護力の低下というんですか、そういう背景もあり、この問題が起きてきて、そして介護問題が社会全体でそれを支えていこうという形の制度、それが導入の趣旨だったと思います。

ですから、やはり1つの相互というんですか、みんなの助け合いという中でこの制度が考えられ

ておりますので、それも40歳以上ということになっておりますけれども、そういった中で社会全体で支えると、そういう形でこの制度が考えられたというところで御理解のほどお願いしたいと思います。

それとあと、40歳から64歳について、具体的に何か考えているのかという御質問であったと思いますけれども、これについては、基本的には40歳から64歳については別にサービスの提供等はありませんので、具体的なことは今のところ考えておりません。ただ、午前中からも討議がありましたけれども、例えば保険料の減免とかそういった中で、この40歳 - 64歳の方々についても一定考えられるのかということで考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 論議しにくい問題なんですけれども、答えていただけるんですか。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えします。

北出先生御指摘のとおり、かなり難しいものがございます。我々といたしましては、この40歳から64歳の分について15疾病という限られた枠の中で対応するようになっていきますので、国に対してこれらの制度を抜本的な改正ができるような形の中で要望する形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今後、対応していただきたいと思います。我々注意しなきゃならないのは、共同扶助、それは言葉はよくわかる。しかし、共同扶助というのは共通の相互確認でできるわけであって、国家がこうするというで共同扶助というのはできるわけじゃないわけです。

それから、措置から契約ということは、一方では上の措置じゃなくて、我々が共同扶助、助け合うということが基本理念になってるわけですが、それがまかり間違えばあいまいな自己責任——自己責任を我々市民が果たそうとすると、果

たせるだけの環境を整えなきゃならないと。そういう環境が整わないのに自己責任だ、ほらやれという話にはならない。そういう意味では、悪しき意味で妙な市場化論につながるのではないかというふうな懸念もあります。

そういう形で、いろんな不安定性を持つから、これも当面6カ月あるいは1年の猶予期間を置くという形で、措置から契約への移行というのはなかなか切れないというふうな問題を抱えております。こういう状況でいけば、少なくとも破綻してくるのではないかという懸念もありますので、この条例にかかわって、とりわけ40歳から64歳、特定疾病、介護保険の対象にならないその加入者に対する権利、そういった問題についてもっと今後御議論いただきたいということで、意見とかえささせていただきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 条例の制定でたくさんの条文がありますから、それに沿ってひとつ御質問をしてみたいと思います。（「民生の委員やる」の声あり）ややこしいのを後ろから鉄砲打たんといてください。（北出寧啓君「個別の論議は常任委員会で終わっている」と呼ぶ）常任委員会で一切これ議論しておりません。（北出寧啓君「優秀な委員長のもとで我々議論を進めてきた」と呼ぶ）あなたは出席しないときもありました。

それでは、保険料の徴収で8条でございますけれども、これは6カ月間しか猶予をしないということに条文はなっておりますが、その後についてはどのように対応するのかを御説明いただきたいと思います。

それから、9条の方で、市長も御答弁で言われてたんですが、9条の2項ですね。前項に掲げる者のほかその者から保険料を徴収することとした場合、その者の請求を維持することが困難であると認められたときという条文があるんですが、この辺もう少し具体的にどのような基準でそういう判断をされるのかということをお説明いただきたい。

それから、同じく54ページの10条でございますが、毎年度市長が別に定める日までというよ

うに、ここにわからない部分があるので、その辺もお示しいただきたいと。それから、同じページの罰則ですね。10万円以下という過料に科する。以下ですからどれぐらいをしとるのか。この辺の金額、10万円となると、こういう性格上かなり高額な金額になるのではないかなと思うので、この辺のものは具体的にどのような運用をされるのか。

これがいわゆる虚偽の届け出をしたというのは、意図的に悪いなというのはわかるんですが、届け出をせずの場合にも該当するように条文はなっておりますので、この辺のやっぱりすみ分けといいますか、格差はどうされるのか、お願いしたい。

それから、これはかなり過料のところは厳しいんですが、答弁せずとか、答弁せずでは聞いてもなかなか意図的に答弁しないのか、わからないのか、おじけづいてしないのか、それはいろいろケースがあると思うんですが、かなりこの罰則規定というのは厳しい内容。意図的に悪いことをしたということと、単に答弁をせずとか届け出をせずというようなことで罰則規定が決められておるので、この辺は運用に当たってはどのようなことになるのか、この辺もお願いをしたい。

それから、この過料の減額というんか、負けてやるという条項ですが、情状により市長が定めると、この辺も一体どのような運用になるのかですね。

それから、67ページの基金条例でございますが、これは財源的にはどのような、一般会計から特別に入れるのか、これは4条の中でありませけれども、基金に編入するものとするということですから、ここの財源的にはどのような性格のものが主に財源になっていくのかということ。

それから、借りかえ運用というところがあるんですが、基金に属する現金を歳計現金にかえて運用することができるというのは、一体これはどのように運用されるのかを御説明をいただきたい。

それから、その後の一番最後の7条で、基金に関して必要な事項は市長が別に定めるといふことがあるんですが、一体どういうことを想定されておるのかを御説明をいただきたいと思います。

それから、71ページですが、基金条例ですね。先の分はこれは時限的に切るんだと思うんですが、これは基金をずっと長く置いておく基金条例ではないかと思うんですが、ここの財源とその運用のあり方について、この条例の中ではどうされていくのか。

それと、国民健康保険税の分で、介護保険料を天引きするといいますが、一緒に合算をして徴収する条例と思いますが、先ほどもちょっと議論にあって少しわかったのかなと思うんで、46万の現在の額ですね、国民健康保険の。これが保険と言えるのかなというぐらい高いので、かなりこれは滞納も多くなるのは必然的にありますし、ここにこの上乗せをするということで、介護保険料そのものはそない高くないんだけど、46万に比べてはですね。しかし、46万そのものが大変高いので、このことで滞納が現在ある中で、介護保険だけだったら納めれるけども、いわゆるセットになっとるからなかなか納めにくいという、お金の色がついてないわけですから、そういう点での問題が生じると思うので、そういうことに対する条例上の対応について、少し中身を御説明いただきたいと思います。それはそこで結構ですね。

条文に沿った質問で大変細かいわけでありませけれども、よろしくわかりやすく説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君に申し上げます。当該委員でございますので、なるべく簡潔にしてください。島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 小山議員の国保に関連する御質問にお答えいたします。限度額46万の件でお答えいたします。

まず、限度額そのものが今現在、国においては53万という限度額でございます。泉南市の場合は今現在のところ46万、国における限度額と比較した場合には、大阪府下市町村の中でも低位置に位置してると思います。

それと、このことに対してどのような措置をするかということですが、まず、さきにも申しましたように、低所得者に対する政令軽減制度というのがございます、6割、4割軽減。これらも1つの対策となっております。それと、市における

2割の減免制度等がこれらの対策として現在行っているものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 小山議員の御質問の徴収猶予に関しましては、6カ月間猶予することによりまして、その間に納付され得るかどうかというのを資力の回復等を見てまいる期間ということで6カ月という表現になっております。それでも改善されない場合については、またそれなりに御相談なりさしていただくことになるかと思います。

それから、第2号の具体的な減免の中身はということでございますが、午前中からの御答弁にもございましたが、別途規則等で検討してまいりたいと考えております。（小山広明君「それ9条の2やね」と呼ぶ）はい。

それと、申告につきましては、この条項につきましては介護保険料の非課税世帯等の把握をするための資料として申告していただくということで、適切な時期に、いつ幾日とはあえて明記しておりませんが、申告をしていただくかといかんという表現でございます。

その次の11条の罰則でございますが、具体的にはどういう事例が発生してくるかということはまだ想定いたしておりません。その内容についても、まだ検討はいたしておりません。

67ページの円滑導入基金の財源はということでございますが、これは国の臨時特例交付金がございます。それを受けまして、保険料を猶予あるいは減免いたしておる財源に充てるための基金でございます。

その次の繰りかえ運用ということは繰り戻しということで、それを崩しまして、介護保険の方の財源に充てるための事項を規定しております。この条例で不足する事項については、別途また市長が定めるという表現になっております。

その次の71ページの介護保険給付費準備基金条例でございますが、その財源は平成12年度中にお納めいただく介護保険料の余裕、先ほど部長からの説明もございましたが、介護保険料の算定につきましては、12年度、13年度、14年度

の平均的な介護給付費の費用額をもとに算定されておりまして、ですから平成13年度ではちょうど足るぐらいの保険料、平成12年度につきましては、保険料をいただいている分が余ってくるであろうということで、その余った分を平成14年度の介護給付費で不足が生じてまいります分に充てるという意味の基金でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今もNHKのテレビで、泉南市の保険料が上から3番目という報道がされておったんですけどね。これ、保険料を出すと条例に書いてあるわけなんですけど、この基本となる分です。泉南市の判断で上限できる部分というのは、ここでは一体何なのか。さっき細かい数字はいただいたんですが、各市町村当該のところの予測とかいろいろ書いていただいて、この3,354円というのが出ておるんですが、泉南市で判断し得る部分、どれぐらいの利用者があるか。対象者と現実の利用者のカウントをどうするかということを決まってくるんじゃないかなと思うんですが、この金額が決まった根拠ですね。そこをもう少しわかりやすく御説明いただきたいと思えます。

それから、条例で6カ月以内だけにはできるようにきちっと書いてありますね。だからどんな理由がこの下に——死亡したり、いろいろ事業がうまくいかなかったり、収入が減ったりして徴収猶予という規定がありますけども、しかし、それは最大6カ月ですね。その後、あなたはそれでもそれなりに相談すると言ったけど、条例で根拠というのは、その相談するというのは、どこかにあるんですか、これ。そこをちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

それから、この減免規定で別途規則で定めるといっても、ここが今回のこの条例の一番、全国的な中ではかなりここが問われるところですね、各市町村がここをどうするのかということで。そういう点では、別途規則で定めるからというだけでは我々全然わかりませんので、その中身はちゃんとお示しをいただきたい。

それから、過料の説明もいただきましたけども、これもやっぱり何か検討されておりませんということでこの条例を出してくるといのは、我々判

断しようないんじゃないかなと。やっぱり検討して、例えばここに明確に書いてあるように、届け出をせずというのは、これは明確に原因がわかるわけでしょう。

それから、答弁せずとかね。こういうものでどれぐらいの罰則されるのか。条例にきちっとたわれて、今回地方分権の中で、罰則もきちっとやっぱりうたえる、そういう今までよりも強い条例ができるようになったわけですから、そういう点では今までよりも強く出ようと思えば出てくるわけですので、市民からすれば、この辺はもう少し具体的にちゃんと示してもらわないといけないんじゃないでしょうか。それが全く検討されておらないというのが実態であれば、ちょっと審議しようがないんですが、1つの考え方で示していただければと思います。

それから、この3年間の分でプールしといて、12年は少し余るでしょうと。それを14年に使うために基金として資金をプールしとくというお話ですが、大体これは財源的にどれぐらいになる予定なんですかね。これはどうなんですか。保険料を取りますわね。取ったら大阪府なり国から、また40歳の方からのお金がドンと入ってくると。それで泉南市が介護保険事業をやって、お支払いをして、その余った金ということになると思うんですが、一体どれぐらいこの12年度で浮いてきそうなのか。これ、浮いてこないということもあるわけですね。

そういうことで、そのときに市長が別途判断してお金を入れるというときには、一般会計から結果的には入れざるを得ないという、そういう理屈になるんでしょうか。そこをお聞きをしておきたい。

それから、先ほど最後の質問で一番先に答えていただいた五十何万というやつですね。国の基準は53万円であると。泉南市は46万を限度額としてやっておるといふ説明ですね。低いのではないか。そら53万に比べたり、大阪府下全体でいけば低い方もわかりませんが、これ保険料とか税という形で毎月4万円ほど払うような、負担するものはほかにあるんでしょうかね、これ。

これそのものが私は今までの議論でもしてきた

ように、企業なんか勤めておる方は半分だし、公務員の方は今社会保険をどれぐらい払っとるんかわかりませんが、2万円台だと思うんですね。市長でもおそらく2万円台だと思うんですよ。

しかし、この46万払う方というのは、さっきも示していただいたように、金額的にもそんなに多くないでしょう。こういうような矛盾の上にこの介護保険を乗せることは、現実的には基準そのものは高いわけですから、絶対そこに影響を受けるということはあるわけですので、それに対してやっぱり健全な介護保険会計にするためには、このことには何らかの対応をしておかないと、火を見るよりそういうことの悪い影響が出てくることは私は当然だと思うんですね。

そういう点で、市長会あたりもこの国民健康保険の徴収率が悪いということについては、抜本的な対応をせよということについては再三言っておるようではありますが、この辺も解決しないと、いわゆる皆保険ですね。すべての人が1人1本の保険制度になるということが、多くの人でそういう支えるということからいえば、元気なときに会社に勤めとって、定年で会社から出ざるを得んようになってここへ入ってくるわけですから、条件的には物すごくやっぱり病気になりやすい、年齢もいってくるといふことで、制度そのものが負担を多くしないといけない人ばかりが寄ってくる。自営業も減っておりますけども、そういう根本的な構造も直す中で、この介護保険という問題の固めて取るというやつね。

このことをやっぱり考えていかないと、現実には介護保険者である市町村が大変困るわけですから、その辺の問題も踏まえて、どう対応するのかということも基本的にお聞かせをいただきたいと思います。

これは計算根拠になる時間チャージというのは、時間当たり4千数百円と思うんですが、その辺もちょっと根拠になるわけですから、この資料を見てもどこにもそれが載ってないんでね。新聞でちょこちょこ出とるんですが、4千何ぼになつとるのか、時間チャージですね。その辺もちょっと参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 小山議員の先ほどの徴収猶予の部分ですが、御相談させていただくとおっしゃったのは、猶予をされてる方でもやっぱり減免が必要であるかどうかという判断もありますやろし、それと分割なり何とかお納めいただく方法はないかとか、そういう御相談をせざるを得ないかなということで……（小山広明君「条例上はどこにあるんか」と呼ぶ）いや、それは条例上ございません。

それと、減免の件でございますが、午前中からの御質問の中でもあれされておりますけども、いまだまだ検討段階でございますので、具体的な内容についてはお示しすることができないので、その点御理解いただきたいと思えます。（小山広明君「それは9条の2やな。その回答は9条の2ですな」と呼ぶ）

保険料の算定でございますが、B4の大きい、我々はワークシートと申しておりますが、それをごらんいただきます。その上段1番の12年度で介護保険の標準的な給付費が18億4,195万2,410円必要であると。13年度で20億7,961万6,097円、14年度で21億6,734万5,630円。3カ年の合計が60億8,891万4,137円となっております。

これらの算定の基礎と申しますのは、その事業計画の中にもございますが、一昨年にアンケート調査を実施いたしまして、介護保険のサービス利用の希望率とか介護保険のサービス事業者の供給の意向とか、その辺のものを参考にそれらの費用を導き出してあります。この保険料の算定方法につきましては、全国一律の計算式を利用しております。

それと、介護給付費準備基金の費用額の見込みですけども、2,467万9,000円、平成12年度でその基金に積み立てる予定の額です。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど小山議員御質問の時間チャージ4,000云々の数字ですけども、これ多分ホームヘルプサービスの1時間当たりの単価、要するに介護サービスの報酬単価というのがございますけども、その分

だと。30分以上1時間未満ですか、その分のホームヘルプサービスを受ける場合の単価ということでございます。（小山広明君「何ぼ」と呼ぶ）4,020円でございます。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

小山議員の言われてる問題については、これは国における制度の問題でございます。我々はその制度にのって事務を行っております。その中で、市独自の形で対策を講じた中で、御負担の緩和を図っているところでございます。

まず、介護保険導入に際しても、現行国保制度の脆弱な財政基盤にということでもありますので、このことについても、制度の改正、市長会等府を通じた中で国に要望しているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 6カ月以内のこの問題については、条例的根拠はない。しかし、払えない人が出てくることは現実にあると思えますね。猶予ですから、これ減免でないわけですから、お金が先送りするわけですから、その人がよほど現状が好転しないと、それが払えるという状態でないわけですから、しかも高齢者ですので、だんだん年をとって行って、条件的には一般的に悪くなるわけですので、そういう点では、この6カ月で切るということがやっぱりいろんな混乱を起こしてるんじゃないかな。

これは6カ月じゃなしに、そういう状態が続く間は猶予するとか、そういうこととかですね。それから、税なんかでは5年以上払えなくて現実的には猶予されとる問題についての時効問題というのは、これも1つの保険料ですから、税と違いますが、それはどうなるのか、その辺も実際の運用に当たっての対応をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、肝心なことがまだ考えられてないとかつくってないとか規則で決めたいという答弁ですが、そういう提案の仕方でも果たしていいんでしょうかね、これ。罰則のことは2回目にちゃんと質問しとるんだけど、全く答えがないんですが、

もう少しこの辺は、10万という一般の我々の常識から見れば、一般の刑法とか法律の罰金のお金に比べたら、かなり高いと思うんですね。

福祉施策であって、しかもいろんなデリケートな問題もあって答弁しないとか、届けを出さないというようなことでの罰則が決められるときには、それは一体どういう内容なのかということは、ちゃんと説明をしておいてもらわないといけないんじゃないでしょうか。

それから、ホームヘルパーで4,020円という金額で、これは新聞等でも言われておるんですが、泉南市のアルバイトの賃金が時間当たり1,000円にならないと思うんですね。これはある意味では金額的には十分な金額ですから、それは当然利用者の1割負担ということと連動するわけですからね。

そういう点では、この制度がうまくいかなければ金もうけ主義に走って、結局1割負担も強いられると。それで、現在受けておる方のサービスを換算しても、現在の認定金額よりも高いわけですから、それが自己負担になってくると、利用者にとっては現実的には負担がどんどんふえるんじゃないかなと。規定ではこれだけだけでも、実際その人が生活するためには、ほうっておくわけにはいかんわけですから、それは一般の福祉施策に回ってくるのかもわかりませんが、そういうことにおける問題点がこの条例の中に私は反映されておらないように思うので、そういう部分についてはもう少し条例の中ではどういうふうに対応するのか。

今も相談するという一般論で言われたから、法的な根拠はないわけですから、やるにもやれないんじゃないでしょうかね。そういう点で、そういうことで問題が出てくるときにどう対応するのかというのは、条例の中にちゃんと位置づけをしておかないといけないのかなと思います。

この介護保険というのは、確かに国民全体で負担をするということは言われておるんですが、これまである程度自立をし、お金がある方については、自分で面倒を見てきたと思うんですね、福祉施策は適用されませんから。しかし、そういう方にとっても、いわゆる金があろうとなかろうと、

保険料を納めれば平等に施策を受けれるという点では、やはり裕福な方にとっては朗報というんか、万々歳というんか、本当に社会的に見てくれるわけですから。

そういうことで、案外これは今まで福祉施策を受けておった方にとっていいという問題だけではなしに、やはりそういう今まで福祉がどうしても受けられなかった人に対して、保険契約という形で社会的な支援が受けれると。しかも、それは9割がいわゆる自己負担、自分の負担でないお金が入ってくるわけですからね。だから、そういう点では、この制度というのは弱い人の立場というよりも、今まで社会的に介護できない、個人的に担ってきた至って裕福な方にとっては、この制度というのはすごくメリットがある制度じゃないかなと。

しかし、そういうボーダーラインというんか、本当に生活がしんどくて、いろんな一般的な施策を受けておる方にとっては、1割負担がふえますし、保険料は払わないかんし、いろんな意味で高負担になってきて、結果的には、大きな意味では半分は民間が負担をして、半分は公のところ負担をする制度だと、こういうことになるわけですから、条例の中においても、やっぱりそういうことをちゃんと踏まえた救済措置をしておかないといけないんじゃないかなと思います。

もう4月から始まるということの中で今議論をしとるわけですから、市長、こういう細かい議論する間もないわけですが、そういういろんな状況の中でこの条例が審議をされて、今後どうなるかわかりませんが、つくられていけば、4月1日から私が言ったような問題がいろいろ惹起してくるんじゃないかなということで、当然、具体的な条例の改正もすぐに議論の遡上に上がってくるんじゃないかなと私は思うんですが、市長、こういうことについて御答弁いただければ、それで私はいいわけですけども。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この介護保険制度については、本当に時間的余裕もない中で、国も地方も大変な状況の中で運営をしていかなければいけないということがございます。そういう意味では、こ

の6カ月の一応無料といいますが、これも急遽出てきた話でございます、大変国の方でも混乱をしたところでございますが、我々の方といたしましては、とにかく4月にスタートするという前提で、しかも円滑にいくようにということで、今回条例を制定させていただいております。

ただ、実際運用しますと、また実務の面でいろんなことが起こってくる可能性がございます。想定していなかったようなことも出てくる可能性もございます。また、その運用の中で、減免の問題も含めて制度のあり方の問題も提起されてくる可能性もございます。

したがって、幸いといいますが、徴収猶予の期間もございますので、その間にいろいろ規則で当然定めなければいけない問題も残っておりますので、そういうことも含めて、できるだけ早く整理をしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これはどこともだというふうに思うんですけれども、もう時間がないわけでございますので、今回条例を制定させていただいて、そして、とにかくスタートすることが一番大切なというふうに思っております。また、制度のいろんな問題については、その都度その都度改善をしていくべきところは改善をしていきたい、このように考えております。

議長（嶋本五男君） ほか。——井原君。1番（井原正太郎君） 簡単に質問させていただきます。

今この条例の中で、微に入り細に入り、徴収の面では非常に細かくうたわれておりますし、そして先ほどの質疑の中でもいわゆる悪徳滞納者という言葉が出てくるぐらい、そこらへんの徴収面に関しては、かなり厳しいとこまでうたわれております。

その中で、1つはサービスする側、つまりサービス提供機関あるいは介護支援業者、ここら辺の今の規模というんですか、どれぐらいの登録をされて、どういう体制が固まっているのかどうかということが1点。

それから、サービスは今いろんな形でいわゆる5段階、6段階、介護認定の中で、その標準的なサービスの物差しといえますかレベル、これが複

数の業者である以上、非常に多岐にわたって複雑になってきとるんじゃないかなというふうには思いますけども、そこら辺のいわゆる業者に対する徹底、指導の方はどうなっておるか。

それとあわせて、介護を受けた方、サービスを受けた方が本当に決められたようなレベルあるいは量のサービスを受けることができたかどうか、ここら辺がきちりしてないと、例えば訪問入浴1回となっておっても、シャワーを浴びたような入浴の仕方であれば、30分かけてやらないかんとこを15分で済ますとこ中には出てくることがあると思うんですね、そこら辺のこと。

それからもう1点は、このようなことに対して苦情処理のやり方はどうなるとるか、どこが受けるのかというふうな3点についてお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 井原議員のサービス事業者の把握につきましてですけども、指定につきましては大阪府の方に届け出ることになっておりまして、まだ3月末ぎりぎりまで事業者の届け出がずれ込んでいる部分もございます。

そこで、泉南市といたしまして、平成11年の12月に、泉南市に対しての介護サービスを供給される意向ということをお聞きしまして、72事業者から有効な回答をいただいております。それと、居宅介護支援事業者につきましては44事業者、それはもう既に指定を受けております。

介護度によりまして一応標準的なモデル例といたしましては国の方から示されておりまして、要介護度1であれば、訪問介護が週に5回受けれる、訪問看護が週に1回受けれる、通所介護が週に1回受けれる、そのようなモデル的なものがございます。本市といたしましても、この1月にサービス事業者を一堂に集めまして、サービス事業者連絡会というものを発足いたしております、以後そういうサービスの格差が出ないような調整なり何なりについては、働きかけてまいりたいと思っております。

済みません。苦情処理の対応につきましては、当然、我々介護保険課の方で一義的には受けさし

ていただきます。ただ、そのほかにも健康福祉部の窓口でございます総合福祉センターもしくは保健推進課並びに高齢者福祉課、社会福祉課などでも苦情の相談を受けさせていただくと。それ以外には、在宅介護支援事業者の方にも御相談が現実にもうやっぱり出てまいります。そういうところの苦情等については、地域ケア会議というものを4月以降開催いたしまして、相互の連絡を図ってまいります。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 先ほどのいろんな罰則規定に比較したときに、確かにサービス事業者の連絡会でいわゆる均一なサービスができるように働きかけたいというふうなことのようであります、それはそれでいいんですけども、先ほどの要介護1であれば、例えば訪問あるいは入浴、看護がどれだけやというふうなことは、それぞれ国の方で定められると。

しかし、そのレベルが先ほど言いました数十業者が本当に均一な形でサービスができるかどうかというのは、これはサービスされる側が御存じのように非常に弱い立場にあります。したがって、訪問介護したときにそこへ苦情が伝わってくるといようなこともありましようけども、私は昨今の警察の監査じゃないですけども、本当にこれだけの保険制度を設けて、そして、厳格に負担をしながらこの介護保険制度というのがスタートするんですから、きっちりした監査方式もとっていく、視野に入れておかないかんと違うかなと。

確かにサービスを受ける側の弱い人は、やっぱりああしてほしい、こうしてほしい、これだけしかできなんだということは、いっぱい物を言いたいんですけども、やはりいつも世話になる方に対して、そういうような形でなかなか苦情が申し入れにくいんじゃないかと。こちら辺のところちょっと欠陥があるいは手の行き届いてないところがあるんじゃないかな、このように思うわけですね。

だから、今苦情処理係、苦情処理というのはそんなルートから上がってくると。しかし、積極的に第三者機関が本当に決められたサービスができておるといふようなことが検証されるようなシス

テムを今後考えていく気はないのかどうか、泉南市としてですね。この辺だけお聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） これからの介護保険導入後のサービスに対する不満をどういうふうに解消していくかというところでございます。これにつきましては、やはり我々としましては、特に潜在する介護サービスに対する不満や課題を把握するためには、やはり1つとしては、今後受給者に対するアンケート調査等もまず実施していきたいなということを考えております。

そのほか例えば、福祉ボランティアというんですか、そうした市民の方々の組織ですね。そういった協力も得ながら、またこれは今後どういった形で運営するかということも考えていかんとあかんと思うんですけども、例えばボランティアの活動としてのオンブズパーソンですか、そういった組織、それも今後導入というんですか、仕組みづくりについても検討していきたいと。

ですから、このサービスに対する不満につきましては、やっぱりあらゆる方々にそれをぶつけられると思います。ですから、ある程度そういった組織化も図って行って、この不満等を我々としても吸収してまいりたいなと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） それは本当に実施してもらいたいなと思います。先ほどの罰則規定の中に、答弁しなかったり虚偽の答弁をした者から始まりまして、非常に微に入り細に至って罰則がきちっと線を引かれとるんですね。しかし、サービスを受ける側が今言うたように非常に弱い立場の方ですから、本当に自分の主張なり、あるいはサービスのボリュームに対する満足度というのは、非常に分かれてくると思うんです。そこら辺が本当に公平に評価されて、そして行き届かないものはきちっとフォローができるシステムをつくってやらんと申しわけないなというふうに思いますんで、そこら辺、今部長も答えられましたけども、何とぞよろしく願います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 一般質問でお尋ねできなかった部分、若干お尋ねをしたいと思います。

基本的には、この介護保険というのは国の方が本来手がけてやったわけですが、だんだんと地方にその負担がかかってきた。今日このような条例制定に至るまで、原課の皆さん大変御苦労さんでございました。

私自身もいまだにまだいろんな書籍なり参考資料なりを解読いたしておるわけですが、例えば政党の資料を見ましても、私は自由党の資料もいただいておりますし、民主党の介護保険に対する考え方もちょうだいをいたしております。さらに、一般紙における新聞等の介護プランに対するいろんな批判なり論説なりも読まさせていただいておるわけですが、いまだに一般市民に対して自分なりに十分説得できるような解読力なり理解はいたしておりません。

そういった意味で、教えていただきたいんですが、まず1つは、この条例から入らしてもらいますけれども、53ページの関係ですが、53ページの第8条第4項の2ですね。前項の規定に云々とあって、規則で別に定めると、こういうことになり、市長に申請をしなければならないとあるんですが、この規則はいつごろ制定されるのか、御答弁をいただきたいなと思います。

それから、次の54ページの2点目は、市長御答弁をなさったんですが、保険料の減免の問題ですが、特にお尋ねをしたいのは9条の2号で、その者の生計を維持することが困難であると認められるとき、こう記載をしているわけですが、これはもっと具体的にどういうことなのかですね。例えば、生活保護同然のそういう生計状況になつてるのか、そういう場合を指すのか、ここらあたりを教えていただきたい。

さらに、小山議員の方からも御指摘があったんですが、この条の第11条に10万円という過料を科すとあるわけですが、これは一般的に見て、全国的な形のもの事例をこの中に挿入していただいているのかどうかですね。特に、泉南市だけが突出しているということはないと思うんで

すが、この決められた10万円という積算というんですか、この定義についてお答えいただきたいと思います。

それと、若干条例とはかけ離れているかもわかりませんが、先ほどの井原議員さんの御質問にもありましたように、この苦情処理といいますか、不服審査の取り上げ方の問題であります。この条例等にはそういう場所が市民からの苦情なり、あるいは介護を受ける方々からの苦情処理というものは、一定条例の中に私はあってもしかるべきではないかという思いをしてるんですが、今部長答弁がございましたように、それぞれの立場、それぞれの部課の中で対処していくと、こういうことでございます。

今、新聞等でいろいろ言われてるのは、市民オンブズマンですね。さらにもう1つは行政オンブズマン。それなりのいろいろな理論もあるようです。行政オンブズマンの場合は、その行政をチェックする機能は議会ではないかと。議会がちゃんとあるのに、何で行政オンブズマンをつくるのか、これが1点ですね。もう1つは市民オンブズマンの問題ですけれども、これは一定行政とのかかわり合いについて、いわゆる介護認定がだめだといった場合の調査なり、あるいは実際の介護の状況なりというものを具体的に調べていくと。

それが果たして十分できるのかどうかというふうな御批判もありますけれども、私は、こういう時代にはどちらか1つの行政オンブズマンというもの、あるいは市民オンブズマンというものの制定に一定の配慮をするべきではないかなと思うんですが、これらについて御答弁をいただきたいと思います。

それと、65ページでございますけれども、議案第9号、泉南市介護保険円滑導入基金条例とあるんですが、この第1条、第2条の基金の積み立ての額について、これは一般会計の歳入歳出で予算を定めるとあるんですが、これについては、68ページの2のこの項の中に、この条例は平成14年3月31日に限りその効力を失すと、こうあるんですが、これはこれまでにきちっとしておかなきゃならんと思うんですが、こういう執行する意味合いと継続をしないという意味合いについて、

御答弁をいただきたいと思います。

それから、議案第10号の関係で71ページでございますが、介護保険事業に対する財政の年度間の均衡と健全化を図ると。特に、基金として積み立てる額としては、これも同じく歳入歳出予算に定めると、こうあるんですが、これらの基金の内容等についてお答えをいただきたい。まず、これからお願いします。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 島原議員の、徴収猶予並びに減免の規則をいつごろまでに定めるのかということですが、本年の9月までは保険料を猶予するということになっておりますので、その期間内に規則を具体的な検討から一定の形にしていきたいと思います。減免の、生活の困窮者ということですが、具体的な表現はちょっといたしかねますが、例えば非常に少ない年金で生活されておられるとか、そういうことも考えられるかと思えます。

それと、罰則規定でございますが、この罰則規定につきましては、先ほどちょっとお答えが漏れましたけども、法定の義務的な規定でございます。なぜ虚偽の申請云々というふうな文言があるかと申しますと、サービス費用が実際に非常に大きいものになります。それらをだましてそういう給付を受けるとか、そういう部分の表現であろうかと思えます。

円滑導入基金の具体的な金額等は表示しておりませんが、本年が保険料の軽減部分といたしまして2億6,543万2,000円と介護保険の制度導入のシステムの改修、それと準備的な経費ということで960万、それと平成13年度の介護保険の減額相当額9,229万8,000円。それらを合わせまして3億6,733万円が基金の額でございます。介護保険料を12年度、13年度猶予並びに減額するための費用として設けられてる基金でございます。

その次の介護給付準備基金につきましては、先ほども申しましたけど、保険料率を算定するに当たりまして、3カ年の介護費用から導き出しています関係上、平均的な保険料ということで設定されております。ということは、平成12年度につ

きましては、ちょっと過大に見込んでいるという形になります。平成14年度につきましては、過少に見込んだ形になりますので、それらをならす意味合いの基金ということで、介護保険事業特別会計の中で余剰金を積むような形の基金でございます。

ちょっと漏れまして済みません。円滑導入基金はなぜ期限つきかといいますのは、13年度をもちまして保険料の減額部分がなくなりますので、13年度限りの基金ということでございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 条例等に関してはよくわかりました。

それで、ちょっと質問の角度を変えてお尋ねをいたしますが、今日に至るまでこの介護制度の条例等の策定なりに、あるいは介護制度の内容等について、市民に対する説明会は大体何回ぐらいおやりになられたのか。説明会の中ではどういう構成要員で市民に説明をしたのか、そこらあたりを教えていただきたいなと思えます。

それと、この関係について、情報公開が実際本市の場合は4月1日からですから、介護保険に対する住民への情報公開は、既にやられている部分もあると思うんですけども、きちっと議会で決まった条例の内容とか、あるいは今後さまざまな横出し、積み出しというんですか、そういうものの特別なサービスというんですか、そういうようなものをプラスアルファした部分の介護サービスのあり方につきましても、やっぱりこれは市民にもきちっと知らすべきではないかというふう思うわけですね。それは事前にパンフレット等を作成しておられるのかどうか、お聞かせをいただきたい。

それから、介護認定事業に係る保険財政の問題ですけれども、新聞等によりますと、大体東京武蔵野市あたりで年間2億というふうな事例が挙がっているわけありますが、本市の場合は2市1町でやられておるんですが、一定の資料は前回いただいたわけでありましたが、実際この介護保険がスタートした後のこれらに関する財政負担は一体どうなるのか、お聞かせを願いたいと思います。

もう一つは、要介護認定のそういう2市1町の

連絡協議会だけではなくて、もっと将来的な展望を見て、これらの財政につきましても、連合広域的な話し合いでこれを有効に、あるいは合理的に運営するという意思はあるのかなのか、まずそのことから御答弁をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 広域の問題について先に御答弁申し上げます。

泉南の場合は、介護認定業務については阪南、岬と一緒に2市1町で広域的にやっております。この保険制度の運営そのものを広域ではどうかということでございますが、大阪では守口、門真、四條畷の3市がくすのき連合ということでスタートすることになっております。そのくすのき連合の市長さんにもいろいろ会う機会もあってお話も聞くんですけども、実際それぞれの施設の整備状況も違いますし、それからサービスの提供の部分のすり合わせとか、非常に御苦労されているというふうにも聞いております。

本来、こういうのはもっと広い——私どもは国が一番いいと、こう言っておったんですが、せめて府県単位で1つのこういう運営主体が望ましいということを常々申し上げてきたんですが、残念ながら市町村運営というふうになりましたんで、こういう結果になっておりますけれども、今運営するという中に至っては、保険事業そのものを一緒にやるというのは、非常に難しいのではないかなというふうにも思っております。

したがって、せめて介護認定だけでも広域にできたというのは、1つの成果といえば成果かなというように思っております。広域連合でこの運営そのものをやるというのは、ちょっと時間的な準備不足もありましたし、それぞれの地域の格差がありましたんで、ちょっと無理だったなというふうには感じているところでございます。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 昨年実施いたしました説明会でございますが、15回程度でございます。その情報公開とかパンフレット等の作成の部分でございますが、本日もお配りいたしております事業計画の概要版につきましては、作成でき次第、全戸配布をいたしたいと思ってお

ります。共同認定の泉南市の12年度の負担分は1,644万2,000円でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この15回の説明会の回数ですが、これは地域的にどういう方面でおやりになられたのかですね。例えば、それぞれの関係行政区の中に樽井とか岡田とか砂川とかいろいろあるんですが、その行政区ごとの区、いわゆる区と呼ばれるところの地域で全部やられたら、この15ではちょっと足らんとするんですけども、15回の説明会を開いたという場所と、そしてどういう方が出席をされて説明をしたのか、その中身についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

それと、先ほども御指摘をさせていただいたわけですが、チェックの問題、市民オンブズマンの問題ですけども、これは必ずいろんな介護をスタートすれば、介護認定における問題、この前も新聞で東大阪市の医師が何か自分とこの患者を要介護の方にとというような感じで問題になっておったようですけども、そういうことも含めて、そのチェック機能を果たすサービス機能を本当に、例えば保険料が今回の介護保険は税が9割ですから、本人負担は1割ということになってるんですけども、そのちゃんと払った税というものがきちっと業者についても、先ほど御質問ありましたように、介護する側に届いているかどうかという私はチェック機能というものを果たさなきゃだめだと思っておりますよ。

そういう意味では、もっと組織的に機動的にチェック機能を果たせる、オンブズマンでなくても何でも構へんでしょうけども、果たして今の原課の担当課の中でそういう苦情処理ができるだろうか、そういう監視ができるだろうか、このように思うんですが、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 市として介護保険のサービスの提供状況というんですか、そういった状況についていかに把握していくかという御質問であると思います。

この苦情処理につきましては、まず介護保険制度上では、特に審査請求とかいう部分につつま

しては、大阪府の介護保険審査会が審理、裁決を行うということがまず1つございます。そしてまた、サービスに関する苦情といいますのは、国民健康保険団体連合会でも処理を行うこととされております。これはあくまでも介護保険制度上の問題でございます。ただ、その市の周りでは一般市民の方々が直接サービスの提供を受けられるわけでございます。ですから、第一義的な苦情といいますのは、我々が受けとめていかなければならないと、このように考えております。そしてまた、それを迅速かつ適切に処理を行っていくというのが我々の仕事だと思っております。

ですから、先ほども答弁させていただきましたが、特に直接的なサービス等につきましては、やはり利用者に対してアンケートとかそういうものを実施しまして、ある程度生の声をお聞きすること。そして、また地域の福祉ボランティアの方々、そういった方々の力もまたおかりしまして、この苦情というんですか、それを市の方に持ってきていただくと。そして、それを我々今後介護保険を行っていく上の1つの形というんですか、問題提起していただくということでとらえていきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 岩本介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（岩本正美君） 済みません。島原議員さんの御質問に対しての御説明がちょっと漏れておりました。

説明会の開催が新家地区、信達地区、雄信達地区、樽井地区、鳴滝地区、西信達地区の6回と、市場大発の老人クラブ、桜ヶ丘の自治会と老人クラブでございますけれども、それと和泉砂川の老人クラブで、老人クラブ関係で4回と、その他の福祉の団体ということで、民生委員さんに対してとか、聾啞者の方に対してとか、介護者家族の会とか、そういうところで5回ほど開催いたしております。

内容につきましては、制度的な部分から認定申請の手続等の事項などがございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 今、回答いただいたわけですが、これは回数的には1回ですね、これ。2回も3回もやってませんな。1回だけですね。限

られた職員ですからやむを得ないなというような感じもしますけども、実際、各地域の保険のこういう問題の説明会の状況を聞いても、かなり精力的にやられてるという地域もありますよ。

そういう意味では、担当課の方の職員も限られておりますから無理からんところもあると思うんですが、こういう自分の人生の終着駅まで行くさまざまな問題点については、もっと市民がよくわかるような、説明のできるような、あるいは何回も何回も説明をして、理解をしていただけるような方策をとることが私は大事ではないかなというふうに思います。

これは認定以後も、スタート後ももちろんいろんな問い合わせなり、私自身も十分まだ理解しておりませんから、いろんな御質問もさしてもらおうと思うんですけども、市民に対してもきっちり、ある意味では理解をしていただけるような、そういう説明の場がまだまだこれから必要ではないかなというふうに思いますので、これから一考を要してほしいなど。これは意見になりますけども、お願いをしておきます。

そこで、この第1号被保険者いわゆる65歳以上の方々の保険料の関係ですが、これはサービスボリュームが高くなればなるほど1号被保険者の保険料金は高くなるというふうなことも言われておるわけでありましたが、これは本市の場合はどうということなのかですね。

それと、もう1つは、国の先ほど申し上げました横出しとか上積みとかいう問題があるんですが、本市の場合は国の一定の標準値、基準値以外に、どれだけのそういうサービス機能を果たせるような構成になっておるのか、お答えをいただきたいなと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 第1号被保険者の保険料についての御質問でございます。

この保険料につきましては、市の方でまず高齢者のアンケート調査をしまして、そちらの方でサービスの意向等を集計いたしまして、そして、その集計結果から保険料を算定したというところでございます。そして、きょう午前中に3千円何が

しの数字でお示したところでございます。

そして、今後サービスの提供料が高くなってきますと、当然この保険料というのもスライドして上がっていくということは考えられると思います。そして、この保険料については3年に1回、その辺で見直しをされるということになると思います。

それと、現在スタート時点でございますけれども、その中でもやはり保険料の高いところ、低いところが生じてまいっております。これにつきましては、当然、各市によりまして、特に施設介護ですか、例えば特別養護老人ホームでありますとか老健施設、そういった施設がある程度充実しているような団体につきましては、この保険料についてはある程度高くシフトされております。ですから、そういった中で、今回差が出てきているということも1つの要因かと、このように考えております。

それと、サービスの横出し、それから上乘せの議論でございます。これにつきましては、我々制度開始時点では横出し、上乘せにつきましては、あくまでも市の別の単独の事業の方で行ってまいりたいと、このように考えております。そして、介護保険制度上はあくまでも国のそのサービスの基準で我々考えて、そのサービスを提供してまいりたいと思っております。ですから、横出し、上乘せについては、要するに別の制度で実施してまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一、二点で終わりますが、私はなぜそういうことを質問するかと申しますと、けさの読売の朝刊にも府下各市の保険料金の月額試算表が出ておりました。本市の場合は、上から3番目に、ワーストスリーになっておるようでございますけれども、それだけ今申し上げましたように、サービス内容が各市町村と比較して、新ゴールドプランの上にさらに上積み、横出しというような感じでやられているからではないかなというような思いもいたしましたので、御質問したわけです。

広域的な介護認定の作業の中で、これは大体料金等についても阪南市とは若干格差があるんです

けども、その料金の内容というのは、今申し上げましたサービス内容というのは関係なしに、所得とかいろんな基準もあると思うんですけども、具体的にどういうことで積算をしたのか、教えていただきたいなと思います。

それからもう1点、これから5年先、10年先のここ3年程度の計数は書いておられますけれども、1号被保険者、2号被保険者の介護に要する人口構成は、本市の場合は大体どこぐらい、例えば5年先とかあるいは10年先とか——これから1年に10万人全国でふえると、そういうふうな資料統計も出ておりますけれども、本市の場合はどういうふうな判断をしておられるのか、御答弁をいただきたい。

以上です。統計してなかったら結構ですよ、なかったらなかったで。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、保険料の問題でございます。この問題につきましては、先ほども御答弁させていただきました。やはりその格差が出る要素としましては、比較的費用負担の大きい施設サービスの受給者の割合がございます。特に、泉州地域につきましては、やはり特養とか療養型の病床群とか、そういった施設が充実しているという実態がありまして、その辺でやっぱり泉州地域については、大阪府の中でもある程度保険料が今回高く設定されたというところであろうと思います。

それと、要するにこの介護保険の保険料を算定する基礎になります例えば人口でありますとか、そういった分につきましては、お手元にお配りしております介護保険事業計画のこの辺の数値が基礎の数値となっております。

そして、この計画につきましては、あくまでもスパンとしては5年間の計画ということになってまして、その中で、また保険料等につきましては3年間で見直しするということになっております。ですから、基本的な数値につきましては、5年または中期的に3年の数値でもってこの保険料等が算定されております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで最後にしますけども、原課の方でも初めての事業で大変御苦労も多いと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、介護というのは、いわば人生の終着駅まで決める1つのコースではないかなと思います。それはお互いが若い者も高齢者も痛みを分かち合って支え合っていくというのが基本でございますから、施策を受ける側も今度は一定の権利というものを主張できる環境にあるわけです。

したがって、業者間との問題もいろいろあると思いますけれども、行政は毅然として市民に喜んでいただけるような介護サービスの運用に全力を尽くしてほしいなど、以上意見を申し上げまして、終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本5件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 議案第7号、介護保険条例について賛成の立場から討論をいたします。

ことし4月から介護保険が実施されますが、本当に国民が頼りにできる制度となっているのでしょうか。4月からは医療保険に加えて介護保険料の負担が重くのしかかり、さらに介護サービスは認定を受けた人が民間事業者と契約するという形で進められているのです。介護保険料を支払ったのに十分な介護が受けられないのではないかなど、多くの不安が寄せられています。こうした不安を解消するために、市としても十分な対応が求められるところであります。

さて、65歳以上の高齢者の76%が住民税非課税で、うち40%は平均して1カ月4万2,000円の国民年金しか受けていません。このような高齢者からも平均3,000円以上の介護保険料を徴収するのは余りにも過酷であると国会での我が党などの指摘を受けて、政府与党も問題の深刻さに気づき、高齢者の介護保険料の軽減措置として半年間徴収せず、その後も1年間を半額にする猶予期間を設けるといって、高齢者に対する特別な対策を行うことを決めました。しかし、1年半後は軽減をやめもとに戻すというものであります。今回提案された泉南市での介護保険条例の軽減措置

は、国の決めた範囲内から出ていないことは不安を残すところです。

さて、条例では5段階の保険料が示されましたが、特に第1段階の老齢福祉年金を受給している高齢者の方などは、月額で1万5,000円から3万4,400円、年額で18万から41万2,800円の収入です。しかし、月額1,675円、年額2万1000円の保険料の負担がのしかかってくるということが質疑の中で明らかになりました。私は、このような第1段階、第2段階の高齢者の方々が保険料の負担で苦しむことのないようにするべきであると思います。

条文の9条1の(2)では、生計を維持することが困難であると市長が認められるときは、保険料の減額をすることができるとした条文が挿入されています。また、市長も本会議の質疑の中で、低所得者への対策を検討していくと述べられています。その趣旨からも低所得者層の高齢者の救済できる制度を具体的につくる必要があると思います。9条の2では、保険料の減免を受ける者は規則で定めるところによりとありますから、税の徴収が始まることしの9月末までに運用規則を整備されることを強く要望するものです。

市長は市政運営方針の中でも、介護保険制度は高齢者が地域で安心して生活できる環境整備をしていくために、介護負担を国民全体で支え合う制度であり、医療・保健・福祉が相互に連携し、制度の円滑な導入を図ることが必要だと述べておられることに期待をし、低所得者層の高齢者の生活を守るために温かい配慮をされることを強くお願いをして、賛成の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 議案第7号の7番の泉南市介護保険条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この制度は施しから権利へという、これはすべてのことに言えるわけでありましてけれども、しかし給与や生活格差のあるこの社会は、社会全体の質の低さをあらわすものでもあります。しかし、状況は待たなしに先に進んでいるということでありましょう。このことは、人々の権利ある状況をつくり出したともとらえられるものであります。

ここから予想されるものは、矛盾に対して黙っている市民ではなく、物言う市民に変わってくることは明らかであります。このことを受けとめる行政、また議会がそのことに機敏に対応しなければ、より多くの混乱が予想されると思います。

しかし、今市長も答弁されましたように、大変正直にこの制度についての欠陥や問題点があることを認め、機敏に改正点があれば改正をしていくという姿勢を示されたわけでありますけれども、このこともこれまで完璧な議案提案という姿勢であった中からいえば、現実に即した1つの提案の仕方であろうと思います。

この条例をきっかけにして、市民がどんどん物を言ってき、権利を主張してくる、そういう中から市民生活がアップしてくる、そういうことをこの条例にも期待して、賛成をしたいと思います。議長（嶋本五男君） ほか。———以上で本5件に対する討論を終結いたします。

これより本5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本5件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第11号までの議案5件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案12号 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第12号について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成12年4月1日より導入されます介護保険制度の創設により、国民健康保険に関連する関係条例についても改正を行う必要から、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、市が条例で規定する罰則規定の改正でございます。国民健康保険法第127条の規定に基づく市町村の条例で定める罰則規定の過料の上限額が平成9年法律第124号により改正をされ、平成12年4月1日の介護保険法の施行の日から施行される規定となっております。これに基づき改正を行うものでございます。

内容といたしましては、被保険者の資格の取得、喪失等についての義務違反と資格喪失者に係る被保険者証及び被保険者資格証明書の返還義務違反につきまして、過料の上限額が現行2万円以下であったものが10万円以下に改正をするものでございます。ほかは法律の規定に合わせた文言の訂正でございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 条例の改正の主なものは過料の引き上げということでありますけれども、先ほどの議論でもちょっとありましたが、介護保険は仕方ないとしても、国保の2万円から10万円に上げる点については、この内容の実施状況というのはどういようになつておるのでしょうか。いわゆる過料というものを使って行政執行をしたことがあるのかどうか。一般には、こういう金額を上げるということはなかなか実際の執行が難しいと言われておりますね。そのために単に金額的なペナルティーではなしに、やはりそういう間違いがあれば是正していくということに市が動くならば、金額は低くして、そういうことに対する是正措置がやっぱりやりやすいようにする方がいいんじゃないかという1つの意見もあるわけなんですけれども、こういうように一挙に2万円から10万円に上げた意図は、現行制度の中の運用で何か問題があったから出てきたと基本的には思うのですが、そういう面も含めて御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

過料の問題については、先ほど助役が冒頭説明いたしましたように、これは国民健康保険上位法の改正に基づく過料の上限額の改正でございます。小山議員御指摘の過去においてこの適用を行ったかどうかということでございますが、私の知る限りにおいては、過去においてこの適用を行っていません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、上位法が変わったから出てきたというのは説明でわかるんですが、市は市独自で自分たちの今までの運用のあり方で別に問題がなければ、これは上限が引き上げられたわけですから、下限を引き上げたのであればこういう改正は私は必要だと思うんですが、上限はここだから置いといても別に問題はないんでしょう。

やはりこういうものはただ空文化してしまうんじゃないし、国保問題というのは徴収率の問題もいろいろ問題になつとるわけですから、こういうものを使う事例がなかったのかどうか、そういうことがちゃんと問われると思うんですよ。使う場合には何がネックで使えなかったのかですね、そういう事例があってもですね。そういうことをちゃんとやはり説明した上でこういう改正を出してくるべきだと私は思うんですが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回のこの罰則規定の上限の改正でございます。これにつきましては、先ほど課長が言いましたように、国民健康保険法の中で罰則規定の過料の上限額が改定されたということです。ですから、我々この国民健康保険を運営していく場合に、税で取っていく場合と料で取っていく場合と両方ございます。そして、基本となるのは、我々運営する場合には国民健康保険法、これが上位法文だと思っております。その中で、この過料の2万円から10万円に引き上げられたということがありますので、これに沿う形で我々今回改正をさせていただいてるということでございます。

そしてあと、この適用の問題についてでございますけれども、これにつきましては、今まで罰則規

定を適用した例というのはございません。ただ、2万円から10万円まで、実勢の、要するに法の改正に沿った形で市の条例も改正していると、こういうことでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、ここでも条例は全部同じように横並びで表現が一緒だと思うんですが、質問に対して答弁せずというものもひっくり返して、あなた方は先ほどの議論の中では、何か細かくそういう過料を事柄によって変えてくるようなニュアンスの答弁があったんですが、ここを見ても全部一律で2万円以下の過料とするだから、一体いろんなことに対してどうのような過料にするのかがないから、実際これで執行しようと思ったって、2万円以下でしょう。だから1万円にするのか、1,000円にするのかという、そういう規定は現在はあるんですか、これ。2万円以下と、こうなっておるでしょう。

実際執行しようと思ったら、ここにこう3つぐらいあるんですね。1つは指示を命ぜられても拒否した場合ですね。それから、質問に答えられない場合ですね。それから、虚偽の答弁をしたときと、3つぐらいの事柄があるでしょう。これ実際そのことをやるときに、そういう規定をちゃんと設けておかなかったら執行できないんじゃないですか。こういうことは、私は日常普通にあると思いますよ。

そういうことで、やっぱり厳格にやるとはきちっとやらないと、徴収率が悪いというのもそういう姿勢が明確でないということも原因することもあるんじゃないですか。だから、こういう罰則規定というのは、法律の罰則規定があるかないかでいろいろ一番議論されますわね。精神論じゃ守られへんと。罰則規定があるということが入ったことで皆ぴりりとして、その法律の執行性が高められるわけですけども、そうすると、こういうようにちゃんと罰則規定が設けられるように地方分権の中で自治体になったということは、ある意味の強制力でしょう。

そういうことをやはり法の趣旨として、これがあるからこの前にあるいろんな条文に意味を持つ

んだということになれば、実際に使えるようにし、何かあればそれを使わないと、やはりこの条例の趣旨が生かされないんじゃないでしょうか。罰則規定というのは、単に取ってつけてあるだけという、そういうことじゃないでしょう。これだったら市長なりやる側の裁量権でかなり自由になるみたいなの——はっきりしてないということは何。

そういうふうに思うんですが、今後、2万円を10万円に上げるわけですから、上げて何もそれを使わないんだったら、議会での審議の意味もないと思いますよ。これは何で使ったこともないし、不都合もないのになぜ改正するんですか。以下だから2万円でも別に問題ないんでしょう。そこもちょっとはっきり答えてください。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 罰則規定の問題でございます。確かに今まで旧条例では2万円、そして今回10万円に改めるということでございますけれども、この罰則が適用されなかったというのも、これは事実でございます。

ただ、先ほども申しましたように、この条文につきましても、あくまでも国民健康保険法、この上位法文、上位の法が改正されまして、そしてその過料が2万円以下であったものが10万円以下に改正されたというところで、我々これをまた保険条例の方に適用していくということが今回の改正の理由でございます。

ただ、この罰則規定ですね。確かに10万円以下ということになりますと、相当幅があるということですから、個々の例により多分10万円以下でございますので、何ぼになるかということが判断されると思います。

ただ、そういった10万円以下の判断につきましては、また個々の事例を通して金額というのは決定されるということでございますけれども、今までこの分については適用したことがないということですので、この額につきましては、また我々これからも検討してまいりたいと、このように考えております。（小山広明君「ちょっと答弁がわからへん、これは、検討してどうするねん」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） あなた、検討してまいるて、具体的にはどういうことなんですか。私、3つ例を挙げましたけど、内容を。そういうことに対して具体的に金額をきちっとして、だれが今後執行者になっても、1つの基準でやるというようなものを明確にするということなんですね、次の議会ぐらいまでに。

これは別にやられない方法はないわけですから、そういうことでの答弁と受け取っていいのであれば、私それでいいですよ。今ないものを出せと言ってもあれですから、そういうものはやはり明確にめり張りをつけていかないとしますので、そういう理解でいいんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

国保に関する罰則規定、過料の件については、届け出の義務違反、例えば被保険者の資格証明書、保険に加入するとか喪失するという、そういう場合のケースでございます。そのときに、例えば14日以内という義務づけられた日にちがございませぬ。それを超えた場合にどのようにするかということでございます。内容といたしまして、過料に関する国保の分については、この内容のとおりでございます。（小山広明君「それでは全然わからないですよ。どうするねん、具体的には、14日過ぎたらすぐ10万円取るの。ちゃんとしとかないと」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 具体的な例ということでございますけれども、10万円以下というふうに改正がなされます。ただ、こういった場合に例えば9万円、8万円、7万円とか、そういった例は、我々としてもこれからそういった例について額をまた研究していきたいと、このように思いまして、先ほど検討していただくというふうに申し上げさせていただきました。

議長（嶋本五男君） 小山君。5回目です。

2番（小山広明君） 難しいことを言うとするんじやなしに、こんなもん研究も何もないでしょう。決めないと、やられる方は不安なんですよ、ある意味で。そうでしょう、決まってないわけですか

ら。だから、虚偽の報告をした場合は3万円やとか、答えなかったときはこうだとかいうときははっきりわかるけど、どれだけされるかわからんと。最高額は10万だと、そういうような決め方はないんじゃないですかということですから、もう意見にしときますけども、そんなもん検討も研究も何もない。

先ほどの議論の中でもちゃんと規則で決めると言っておられるわけですから、ちゃんと決めないと、こういう漠然とした、一番厳しい、この条例の中では最後の抑えのところですから、そこはちゃんと次の議会までに納得のいく答弁をして、議会に処置をしてください。お願いしときます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 論議がかみ合っていないので、改めて私なりの疑問をさせていただきますが、泉南市国民健康保険条例の第15条に、前3条つまり今該当する項目ですよ。情状により市長が定めると書いておられて、これは市長が御判断されるということだと思っておりますけども、そういう条例説明が全く当局からなされていなかったと思っておりますけども、その点改めて質問いたします。

それと、この件は虚偽の提出とか、当該職員の質問に対して答弁せずもしくは虚偽の答弁した云々ということに対して過料がなされるわけですよ。実際こういうことは、運用上ほとんどできないことだろうと思っておりますけれども、これは上位法の決定に従って変更を加えたということにとまるものだと思っておりますけれども、それでは未納分等に対しては、これから当局としてはどのように対応されるのか。

住民税なり固定資産税というのは、今強力で徴収を行っておりますけれども、国民健康保険税については、恐らくこれはこの関係だと思っております。憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という条項と国民健康保険の未払い、不払いと連動してくるのではないかとと思っておりますけども、その辺の当局の御判断を御説明いただきたい。

以上です。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今、北出氏の質問で、私の質問とやりとりが整理ができてないというような位置づけで質問を始めるのは、僕は大変失礼だと思うんですね。私はそういう中で意見としておさめたわけですから、別に市長の情状酌量を知らんと言っとるわけじゃなしに、そういうことでは不安でしょうということを書いてやっとならから、それはほかの質問者が自分の価値判断でそれを一方的に整理されてない決めてつけてしまって、あたかも自分の質問で整理するんだという、こういうやり方というのは、僕はやめてほしいと思っております。でないと、私のやり方に1つの価値観を一方的に決めつけとるわけですから、それはちゃんと注意していただきたいと思っております。

〔北出寧啓君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 私は、整理されてないというように発言した覚えはございません。かみ合っていないと。ということは、私は行政当局が小山議員の質問に対して適切に答弁していないというふうな判断から、改めて質問を再提起させていただいたというふうに考えております。よろしく御判断をお願いいたします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、そら議長が御判断いただいたらいいと思っておりますけども。そういうような言葉はありましたよ、ちゃんと、そういう明確にね。後で言ったようなことは言ってないわけですから、かみ合っていないことじゃなしに、やっぱりそういう言葉はあったんで、それは議長、判断してください。私はそういうようにきっちり聞こえましたよ。

議長（嶋本五男君） 発言にはできるだけ気をつけて発言してください。島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 北出議員の御質問にお答えいたします。

これは10万円以下という形の中で、議員御指摘のように、15条の関係の中で言われている、これは当然市長の裁量の中にうたわれておりますので、裁量権の中に入ると思っております。その関係で

この規定の中でも現に上限額を10万以下、2万以下というような形の中で表現されてるということで理解をしております。

それとあと、未納者に対する分については、今回若干難しい問題があるんですけど、短期保険証の発行なり資格証明書の発行というような問題が義務化されております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 部長、答弁していただけたら結構かと思うんですけども、さっき言った憲法との関係とか、その辺で未払い分に対して効果的に対応しにくいという問題がありますよね。その辺の理由、例えば憲法25条とかそういう関係で行政は法の執行というんですか、運用面でかなり困難な問題を抱えているんじゃないかと。その点を今後どうするのか、あるいはその解釈をどうするのかということの質問でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 少し憲法議論が出てきましたんで、ちょっと整理させていただきます。25条の関係、多分最低生活の条項だったと思います。これにつきましては、あれの基本になりますのは、あくまでもやっぱり生活保護法の1つの福祉の基本となる条項だったと思います。

ただ、1つ、国民健康保険の運用の中で滞納者対策というんですか、それについては我々としても大きな問題だと思います。そして、この問題につきましては、当然収納率に関係してくる問題でございます。やはりこの収納率のアップという問題については、我々の1つの重要な課題としてとらえているところでございます。特に、やっぱりこれから介護保険料の負担とかかかってまいりますので、この辺の収納対策、要するに収納率のアップというところで力を注いでまいりたいと、このように考えております。

それと、当然これにつきましては医療費の問題でございます。そして、基本的には保険税で賄うというのが1つの大きな基本でございますので、収納対策については、今後も我々としても大きな課題として考えてまいりたいと、このように考え

ております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時半まで休憩いたします。

午後3時 1分 休憩

午後4時33分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第15、議案第20号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）及び日程第18、議案第23号 平成12年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第39号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上18件を先議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第15、議案第20号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）及び日程第18、議案第23号 平成12年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第39号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上18件を先議することに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第15、議案第20号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第20号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

平成11年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出にそれぞれ6億1,130万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ217億7,455万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものにつきまして、簡単に御説明を申し上げます。恐れ入りますが、151ページをお開き願います。

人事管理費の職員手当等の1,239万1,000円でございますが、これは中途退職予定者2名分に対します退職手当でございます。

次に、153ページをお開き願います。知的障害者福祉費の扶助費565万円でございますが、これは当初見込みより施設入所者数が増加し、その経費に不足が生じたため補正を行うものでございます。

次に、同ページ下段の介護保険準備費の積立金3億6,733万円でございます。これは今年4月から介護保険制度が実施をされますが、開始当初より平成13年度までの間、65歳以上の1号被保険者保険料が凍結、減額されることとなりました。その凍結等がなされました分に相当する額が国から交付されるに当たり、先ほど議案第9号で御承認をいただきました介護保険円滑導入基金に積み立てるものでございます。

次に、155ページでございますが、（仮称）農業公園整備事業費の委託料のうち、農業公園工事委託料1億890万円でございますが、これは農業公園の整備に向け、泉佐野岩出線からの進入路に係る道路改良工事を財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社へ委託する費用でございます。

次に、156ページでございます。交通安全対

策費の負担金補助及び交付金976万円でございますが、これは市内を運行しております南海バス3路線に対します赤字補てんのための補助金でございます。

次に、同ページの道路新設改良費の公有財産購入費7,768万円でございますが、これは現在供用済みであります道路7路線の用地につきまして、供用済み土地の解消を図るため土地開発公社より買い戻す経費でございます。

次に、159ページをお開き願います。公債費の償還金利子及び割引料333万2,000円の減額でございますが、これは市債の平成10年度発行分の利子の確定による不用額でございます。

お手数ですが、146ページにお戻りを願います。第2表で事業の追加及び変更に伴います地方債の補正を、また147ページの第3表では、繰越明許費につきましてそれぞれ記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳入の明細につきましては、149ページから150ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。ページ数、款項目を言って質問してください。

2番（小山広明君） じゃ、議長の御指示どおり、ちゃんとページ数とあれを申し上げさせていただきます。

順序は逆になると思うのですが、歳入の方はごらんくださいという説明に終わっとるんですが、市民なり我々の関心からいうと、金が入って事業をするんだらうということからいえば、歳入の方が重要ではないかなと思うんですが、議事録なんかもそのとおりに載るわけですから、後議事録を読んでも全くわからないわけで、やはり歳入についての説明は、もう少しきちっと、正確もあるでしょうからやっていただきたいと思います。

それから、歳出の方でございますが、151ページでございます。退職金2人分で1,200万ということなんです、途中でやめられるということですから、もう少しその理由などをきちっと御

説明をいただきたいと思います。

次に、知的障害者の分でふえたということですが、このことの内容をもう少し御説明いただきたい。

それから、介護保険のこの3億6,000万円の明細もいただきたい。これは何か予定よりも減っても返さないでもいいというような議論もあるので、この辺の仕組みについても御説明をいただきたいと思います。

それから、154ページのし尿くみ取りの方で減額があるわけなんです、これは予定されておったもんより減ったということなのか、後の精算でいわゆる水洗化が進んだことでのものなのかの中身をお示しをいただきたい。

それから、農業公園の委託でございますが、これはどうしても委託をせないかんのか。発注量が減るとということ、市内業者も大変だということは想像できるわけなんです、こういうときにそういう機敏な対応ができないのかということも含めて、この委託料の御説明もいただきたいと思います。

それと、この緑の云々という財団でしょうか、団体ですね。この性格についてももう少し、どのような性格なのか。お役人が天下りしておるといことはないとはいうんですが、そういうことの組織の中身についても御説明をいただきたいと思います。

それから、156ページのバスの維持費で、バス路線の補助についてなんですが、これは3路線と言われたので、ちょっと路線ごとの明細をお願いしたいと思います。

それから、156ページ、同じページですけども、公有財産のことを漠然と言われたんですが、もう少し事業名なり路線の場所なりも御説明をいただきたいと思います。

あとほかの方もフォローしていただけると思いますから、一応これぐらいにしときます。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） そしたら、私の方から歳入についての御説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、市債3億9,100

万円、そして事業に伴います国の補助金4億4,500万円、そして府の支出金として1,774万円、以上でございます。

その中で市債につきましては、道路新設改良あるいは消防施設整備事業について起債を充ててるということでございます。また、国庫支出金につきましては、補助金という中で知的障害者の福祉費あるいはまた介護保険事業の円滑導入基金につきまして、3億6,773万円が補助金という形で入ってきます。そして、あと農林水産の補助金の中で、農林水産費として農業公園で7,575万円ということで、以上でございます。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 道路の買い戻し関係の事業名ということで御質問がございましたので、お答えいたします。

既に道路の新設改良とか、それから拡幅等の改修関係で、用地を公社用地といたしまして先行取得してあるにもかかわらず、現在、もう道路もでき上がりまして供用開始しておる中で、買い戻しのされてない市道路線の買い戻しということでございます。順に申し上げます。路線名が市場長慶寺砂川線、それから上村皿田池線、砂川団地内線、下村中線、中村新家川線、男里6号線、六尾位井池線、この7路線でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 済みません。私、先ほど市債3億9,100万ということで申し上げましたけども、恐れ入ります、3,910万円で訂正をお願いいたします。どうも恐れ入ります。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 151ページの人事管理費の退職手当の件でございますけれども、これはお二方が中途退職されます。理由につきましては、全く個人的な理由でございますけれども、私どもの方には正式な届けがあるわけではございませんけれども、1名の方は、結婚されて遠くへ行かれるというふうに聞いております。もう1名の方は、全くの自己都合ということで伺っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君）それでは私の方から、小山議員御質問の2件について御答弁させていただきます。

まず、知的障害者福祉費の扶助費565万円、153ページの分でございます。この分につきましては、この施設費に係る分でございますが、当初この対象になる方々を23人と見込んでおりましたが、最終25人というふうに2人増になってまいりましたので、その必要額を補正しております。そして、また単価の面で重度加算というのがございますけども、この対象者が9人が15人、6人ふえております。こういった中でこの扶助費の分について不足が生じるため、今回565万円を補正させていただいているものでございます。

続きまして、介護保険準備費の積立金3億6,733万円でございます。これにつきましては、先ほど議案9号の方で議決していただきました介護保険円滑導入基金の方に積み立てるものでございまして、この原資といいますのは、この第1号被保険者につきまして、平成11年度特別対策ということで軽減措置がなされます。その分について保険料が入ってきません。その相当額として、まず3億5,773万円が国の方から交付されます。

それと、あと保険料の徴収変更に係るシステム改修費用でありますとか、あるいは施行準備経費として960万円が別途交付されます。この2つあわせまして3億6,773万円が交付されますので、その分について基金の方に積み立てるものでございます。そして、その歳入につきましては、149ページの国庫補助金の民生費補助金、ここに介護保険事業費補助金というのがございます。これが収入として国の方から3億6,733万円入りますので、同額を基金の方に積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、154ページのし尿くみ取り手数料の減額でございますが、議員御指摘のとおりくみ取り人口の減によるものでございます。当初予算計上時には1万7,500人を予定いたしておりました

が、トータルで約2,100人の減となっております。

続きまして、156ページの交通安全対策費の976万3,000円でございますが、これにつきましては、南海バスへの補助金でございますが、南海の決算月といたしますと、10月1日より9月30日までとなっておりますので、この期間の補助でございます。

まず、10年10月1日から11年3月31日までの補助金が368万1,000円でございます。これにつきましては、金熊寺線、鳴滝線、一丘団地線でございます。また、11年4月1日より11年9月30日までにつきましては、鳴滝線が5月10日休止いたしておりますので、金熊寺線と一丘団地線の2路線の負担が608万2,000円、トータルいたしまして976万3,000円の補助でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 155ページの農業公園の整備についての御質問の中で、泉南市は財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社に委託をしておるわけでございますが、委託につきましては、農用地の整備について効率的な事業を行うために、協定書を公社と結んでおります。工事については、その協定書に基づきまして公社が施工しておるわけでございます。応分の負担は泉南市が委託料として行っておるということでございます。

それと、工事の発注は公社が行うわけですが、大阪府の工事発注の規定に基づきまして実際やっております。地元の業者の採用をやっておるところでございます。

それと、財団法人の性格でございますけども、大阪府が設立をした法人でございまして、構成メンバーは、大阪府のOBの方、また大阪府から出向されてる方、また、いわゆるプロパーの方ということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 歳入の方で交付税については御説明がなかったんですが、これは通常の交付税の納入なんでしょうか。何か特別な財政とか景気対策があって、特別に配分されてるのか、その

辺の御説明はちょっとなかったの、いただきたいと思います。

それと、歳入の方と歳出にかかわると思うんですが、介護保険の金額です。これは100%その対象者が泉南市の65歳以上の方の納めるべき保険料がこれイコールと考えたらいいのでしょうかね。そうすると、何人ぐらいが対象で、これは来年、再来年とこれぐらいの金額が入ってくると、こう理解してもいいのかどうかですね。

それから、この介護保険の中に事務経費というのは、国が特別にお金を出すことになっておるように私、理解しとるんですが、そういう理解でいいの。先ほども960万円、何かそういう説明があったので、そういう事務的なものが実際にかかる事務と国が認めとる事務には必ず格差があると思うので、一般にはかかっただけ見てくれないという、そういう感じもあるので、その関係ではこの事務費についてはどうなのか、御説明いただきたいと思います。

知的障害者福祉費というのは、具体的に事業をしておる場所というのは、これはどこでやっておるのか、ちょっとこれもお聞きをしたいと思います。

それから、退職の問題ですね。定年でやめられる場合には余り僕は問題意識を持たないんですが、途中でやめるという場合については、やっぱりどういう原因かなというのは常に気になるし、まだちょっと定年よりも早くやめるように奨励をする制度もあると思うので、そういうものなのかですね。その辺もう少し、退職というのは、普通であればお役人の方は定年までおられるというのが普通だと思うので、何か結婚されてという話もあったんですが、どういう感じでやめられたのかなというのは、やっぱり職員の士気の問題もありますので、議会にもその辺の中身がわかる説明をしていただきたいと思います。

みどりの公社は大阪府がつくって、大阪府のOBが行って、出向が行って、プロパーがおるとい、こういう組織形態ですね。こういうようなものはもうちょっと整理できないんでしょうかね。やっぱり泉南市が協定しとるから、これはこれでやらないかと思うんですが、企業局は公社かど

うかわかりませんが、やっぱりそういう役所が外郭団体をつくって、そこにOBが行くという、OBはかなり偉い方がそこにまた行って、高額な給料をもらったり退職金をもらったりということはいろいろ議論になつとるんで、こういうことはもう少しきちっと役人さんと一般市民との関係をすきとした方が私はいいと思うんで、こういう補助金絡みの仕事、こういうとこへ回さないで補助金がないよということもあるんかもわかりませんが、もう少しこういうような役所からどこかへ天下りというような形で就職しないような、そういうシステムをやらないと、そういうことが案外財政危機の問題と連動しとるんじゃないかなと僕は思うので、その辺、みどりは大体年間どれぐらいの仕事をして、理事長あたりはどれぐらいの給料をもらつとるんかということも、やっぱり公ですから明らかにしてもらいたい。ということで、この公社の内容については、価値判断は別として、内容がもう少しわかるような説明をいただきたいと思います。

それと、し尿くみ取りの方での御説明で、1,750万という説明があったように思うんで、これ何なんでしょうか。2,100人が減ったんですね。これは当初からそういうような予算を組んで、その当初の見込みより増減があったということで補正を出してくると私は思つとるんですが、そういう出し方ではないんでしょうか。要するに減っただけ最後のこの3月議会の中ですべて出してくるといことなのかですね。その辺をちょっとお聞きをしたい。

数字から見れば、下水道の整備は、市長がいつも胸を張られるように、近隣の市町村よりも下水整備がどんどん進んだということで胸を張っていらっしゃるんですが、そういうことに連動してこういうように減額予算になっておるのか、そこらの内容についてももう少し詳しく説明いただきたいと思います。

それから、池上さんは7路線があるというのは説明されたんですが、問題がある内容じゃないかと思うんですが、いわゆる先行、もう使つとると、しかし買い戻してないんだと。そしたら、それはいつ使われて、そこらやっぱりちょっと問題があ

と思うんで、市が買い取って整備するのが当たり前だと思うのに、買い取らずにもう工事はどんどんやって使って、今ここに出てきると。

これは5,800万円の市債が組まれてますね。借金がこれでふえるわけですから、状況からいったら、金利がふえるということもあるんでしょうけども、道路関係は案外そんな昔に買った土地じゃないと思うんですね。

そういう点で、いつ供用開始して今どれぐらいの期間があるのかということは明らかにしてもらいたいと思いますし、今後もしるんな公社の買い戻しというのはある意味で義務づけられておるわけですから、そういう点では、今後供用開始する前に、工事を始める前に買い取るということをやらないと、ちょっと性格上というんか、そういう内容上問題なんじゃないでしょうか。

それだけにやっぱりいつから供用開始したのを何年たって今買い戻すんだという、そういうちゃんとわかる説明をしていただきたいのと、特に道路は路線名で言われても、全く我々はわからないところが多いんですね。

もうちょっとわかるように、堀病院前とか、市役所前とか、そういう表現で言うだけではないでしょうかね。でないと、ちょっとどこかいなと全然わからないんでね。泉佐野岩出線と言うと泉南市は全然入ってないわけですから、そういう形で路線名には市民なり議会がわかるようなネーミングも考えてつけていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 答弁漏れでどうも申しわけございません。私の方から交付税について御説明申し上げます。

交付税につきましては、各団体間の財政力格差をなくすということの中で国から交付されてくると、そういうことで一般的には基準財政需要額という形で、行政費目、普通、人口とかあるいはまた道路幅とか、そういう形で出てくる需要額と、そして税を中心とした収入額、その差額分が交付税として算入されてきます。

そして、その中で今回1億1,700万補正さしていただいているんですけども、当初に当初予算の

中で交付税として14億円計上さしていただきました。その後、当然それ以後、補正等の財源が必要となってきますので、補正の留保財源として見ております。

ただ、まだ現在まで確定している額につきましては、普通交付税につきましては18億5,400万、そして特別交付税につきましては、まだこれは確定ではないんですけども、我々の推計としては4億5,000万から5億円程度はあるんじゃないかなと。前年度から推計しますとそれぐらいと、約23億から23億5,000万ぐらいは交付税として交付されるんじゃないかなというように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、知的障害者福祉費の補正でございます。この分で箇所数の御質問だったと思います。入所施設につきましては、大体が大阪府下の施設ということです。この辺の近くでいいましたら、砂川福祉センターあるいは熊取の療育園でありますとか泉ヶ丘療育園、こういった入所施設を含めまして、約12カ所の施設に障害者の方々が入られてます。その分の扶助費ということでございます。

続きまして、介護保険準備費の積立金の明細でございます。先ほど説明さしていただきましたように、この分については、まず不足する保険料額が3億5,773万円と説明さしていただきました。その積算といいますのは、これは基本的な積算基礎ということで御理解お願いしたいんですけども、まず第1号被保険者の数、これは65歳以上の人数を、推計ですけども、それを3年間推計いたします。そして、その中から続きまして今度は3年間の保険料を計算するわけでございますけれども、まず1つ目としては、特別対策がなかった場合には幾らぐらいの保険料になるかということの推計、そして続きまして今度は、ことしの4月からまず9月までは徴収しない。そして、それ以降は1年間という具体的な保険料を推計します。そして、その差額について国の方にこれが泉南市の見込み額ということで報告しまして、その分が3億5,773万円出てきたというところでございます。

そして、次に事務費の分ですけども、今回この保険料の収入につきましては、以前はこういった特別対策というのは考えられておりませんでした。ですから、その形でコンピューター等についてシステムを開発というんですか、そのシステムでやっておりましたけども、今回新しくこういった特別対策が出るというところで、システムをまた新たに改修せんといかんということもありまして、その費用が960万円ということで今回交付されるということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社のことでございますけども、これは大阪府さんが調和のとれた都市農業の振興、また自然環境その他環境の保全回復を推進して、府が府域の平均的均衡のとれた発展に寄与するという目的で昭和61年に設立されたものでございます。資本金が1,000万円ございまして、職員は、古い資料でございますけども、平成9年の初めには56名だったということをお聞きしております。（小山広明君「平成何年」と呼ぶ）平成9年4月1日現在では56名ということで聞いております。

受託施設といたしまして、府民の森、また府立の緑化センター、また府立花の文化園などの施設の管理に努めておるところでございます。大阪府の設立された法人でございますので、泉南市がとやかく言うわけにはまいりませんが、府といたしましては、恐らく柔軟な態度で直接的に施設管理とを行うよりも、民間の活力も入れたという形で管理をする方が当然府民に寄与できるという判断のもとに設立されたわけでございます。

泉南市も農業公園の整備に当たっては、農とみどり環境の整備公社、これとの連携によって目的が達成できるという判断のもとに事業に着手したわけございまして、今後とも府の整備公社の協力を得ながら、農業公園の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の質問でございますが、154ページのし尿くみ取

り手数料の件でございます。

当初予算計上時にはし尿くみ取り人口が1万7,500人を予定いたしてございました。結果、11年度は約2,100人のくみ取り人口の減となり、歳入につきましても900万2,000円の減額補正となったものでございます。

また、下水道整備が着々と進んでおるわけでございますが、それらと連動しての計上はできないかというような問いもあったわけでございますが、何分下水道整備後3年間は水洗化する期間がございまして、その点は、私どもではすぐさまこの計上に反映するわけにはいかないと。通常このような計上の仕方になりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 市道路線名の関係で再度の御質問にお答えをいたします。

まず、名称をわかりやすくというお話だったんですけども、普通は起点、それから主な経過地、終点ということで、大体地区名を名称につけるということになっておりますので、普通、起終点と中間部分ぐらいの主な経過地の地区名を入れますので、大体それでわかっていただけるというふうに思っております。

それから、各路線ごとの先行取得された年度と供用開始がいつになったかということでございますけども、順番に御説明申し上げます。

まず、上村皿田池線、これは場所が新家上村地区の柳谷川から少し和歌山側に入りましたところの通称奈良日々団地との間の農道的な田んぼの中にあります市道でございます。場所はこの辺でございます。これが取得年次が平成6年度、供用開始が——全部その年ということでもない部分もありますけども、おおむね取得年次が平成6年度で、供用開始年次が平成10年度でございます。続きまして、市場長慶寺線、これは府道大阪和泉泉南線、生コンの会社がありますね。あそこの交差点を山手側に少し下がったところ、あの辺でございます。これが取得年次が平成4年度で、供用開始が大体平成5年度ということでございます。

それから、3番目に砂川団地内線、これは名称

のとおり、砂川公園団地の少し山手側に位置するところの路線でございます。これが取得年次が平成6年度、供用開始も同じく平成6年度。続きまして、下村中線、これは新家の下村地区の認定路線の拡幅改良をいたしたところでございます。取得年次が平成6年度、供用開始が平成6年度。

続きまして、中村新家川線、これは新家の中村地区から府道の大阪和泉泉南線に至ります道路でございます。これも取得年次が平成6年度、供用開始が平成6年度。続きまして、男里6号線、場所は男里浜地区の男里川に近い付近の南海本線から200メートルほど海の方に下がりましたところの市道路線でございます。取得年次が平成6年度、同じく供用開始が平成6年度ということでございます。

それから続きまして、六尾位井池線。これは府道の泉佐野岩出線と市道六尾位井池線が立体交差してるんですけども、そこに至るところの少し海側の部分の箇所でございます。場所的には現道の泉佐野岩出線に交差してます箇所から2百数十メートル海側に下がりましたところの交差点と交わってる市道ということでございます。これが取得年度が平成7年、8年にかけてましてということでございます。供用開始も同じように平成8年ということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 151ページの人事管理費の退職手当の件でございますけれども、退職されますお二方は、お一方が昭和26年生まれ、この方が勤続年数25年、もうお一方が昭和47年生まれで、この方が勤続年数が6年となっております。

本市の定年前の早期退職の加算措置につきましては、年齢が50歳以上、勤続年数が20年以上となっておりますので、いずれの方も該当いたしませんので、普通退職ということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 後に質問される方もあると思いますから、完結せずに終わりたいと思うんですけども、地方交付税で先ほど23億5,000万

円になるというのは、どういうことか。もうこれは終わりの予算と思うんですが、21億6,900万の地方交付税になっておりますね。これが23億5,000万円になるというのは、まだ次の6月議会ぐらいに11年度の補正として上がってくると、そういう説明なんですか。これがちょっとわからなかったんで、それだけちょっと確認しときたいと思います。

それと、今の言う道路が供用開始してあるのに今買い取るということで、比較的新しいものであることは今の説明からわかるんですが、平成6年ですね、大体。6年と8年もありますけども、これはすぐに制度上は供用を開始するまで工事してるわけでしょう、実際土地を先行取得して、それで工事をするんですね。普通だったら工事をする前に買い取らなアカン。これぐらいの金額だったらそんな大きな金額でないと思うんですが、そういう事務処理のあり方というのはいいんでしょうか。まあいえば人格が違うわけですからね。だから責任も案外わかりにくいんですけども、こういうときには何かするやって、何年もたってから買い戻すと。

理事者の責任者が助役ですから、また、こちらの市の責任者としても助役ですから、そういう点でルーズになっとることでこうなったのか、お金がないからこうしたのか。お金がないといたって、そんな大きな金額でない。そういう事務処理のあり方を何でこういうように供用開始後に購入するということに出てくるのかですね。そういう明確な理由をいただきたいと思いますね。これはその説明をしてもらわないと。

それから、農とみどりの方で、一般にはそういうみどりという字がかぶっておるように、緑施設の管理をそういう大阪の外郭団体がしておるといのはよくわかるんですが、今度はこれは事業をしるわけで、事業を委託されとるわけですから、性格的には大分違うので、今後そういう外郭団体的なものは、管理はある程度仕方ないとしても、そのハードの面の事業発注については、泉南市がむしろ委託を受ける形の方がいいんじゃないかなと思うんですが、それは意見にしておきます。

白谷さんの説明では、最後にこれを調整するという出し方ですね、そうすると。だけど予算ですから、ちゃんと目標を立ててこの年度にこれぐらいのものが減るということで予算を上げてもらった方が、私は今さらこのお金が余っても今年度に使えないわけですから、そういう点では、当初にちゃんと見込んで予算化するというのを小さいことですが、せぬいかなのじゃないかなと思うので、精算せなわからんけど、精算じゃなく予算だから、後でデリバリーはやっぱりいいと思いますから、こういうものもちゃんと下水道整備計画があるわけですし、3年以内に引かないかんということもあるわけですから、やっぱり目標を立てた方が私はめり張りがついていいんじゃないかなと思うので、そういう私の意見を言うことは的を得てないですか。的を得てなかったら答弁していただいたらいいですけど、それでお願いいたします。それで結構です、あと答弁いただければ。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 交付税につきましては、まだ額が確定しておりません。私、今お話しさせていただいたのは、特別交付税はまだ確定しておりませんので、その確定がありました中で、また財源更正も含めて最終の補正でお願いするという形でございます。

以上でございます。（小山広明君「23億になるということやな。23億5,000万」と呼ぶ）
現在、私お話しさせていただいたのは、23億5,000円ぐらいやろうという推計のもとにお話しさせていただきました。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） し尿処理費の件でございますが、歳出が減額したので予算上余ってという御意見もあったわけですが、これにつきましては149ページの歳入と連動いたしておりますので、決して財源が余るとかそういうものではございませんので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 道路新設改良に伴う公有財産購入費でございますが、おっしゃるとおり、原

則からいえば、供用開始前に当然土地開発公社の土地については、買い戻した上でやるというのが原則でございます。細かい問題ですので、その時の手続でいろいろあったとは思いますが、基本的にはそういうことでございまして、開発公社、市ともどももう少し厳正な事務の執行をやらなければいけないということで、反省をいたしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単に何点が質問させていただきます。

質問しようとするつもりはなかったんですけども、農業公園にかかわって、今回の市債発行1億6,703万円ですか、これが今回の補正額にそのままなんですよね。ページ数を言いますね。155ページの農業公園の補正額1億6,703万円というのがこっちの市債の発行を見ますと、147ページに農林水産業費、農業費、農業公園整備事業費1億6,703万円と出てますから、これは丸々ここへ適用されてるわけですか。たまたま偶然に同じ額になってるんですか。

それと、ちょっと待ってくださいね。慌てなくていいです。それで、これは国の補助金が1億2,730万円、この点については150ページですけども、府の補助金が5,569万円ですか。合計1億8,300万円ですね。これに市債が1億6,703万円です。この支出の合計を見ますと、155ページに2億4,767万円と出ております。この辺の計算がわかりにくいので、どれがどういうふうに支出されたのかを説明いただきたいと思っております。

それと、再三指摘させていただいてますけれども、やっぱり説明がなければわからないんですね。156ページの都市計画費、ほとんど減額されてますけれども、都市計画調査費云々ですね。砂川駅前、樽井周辺駅前。それともう1つ、158ページの社会教育費、減額ですね。全く説明がここでは記載されていない。少なくとも我々論議するためには、簡単な記載ぐらいしていただかないと困るということで、今後記載するというところで確認を上林助役の方からもいただいております。

れども、ないということで、この辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、あと基準財政需要額の決定というのは、いろんな要因があるのでよくわかります。だから難しいと思うんですけども、今回ちょっと増減額がわからないので、どういう形で、今回やや増加だと思ってしまうんですけども、その辺の理由というのが、どちらかという特別地方交付税になるかと思うんですけども、御説明をお願いいたします。

以上です。

議長（嶋本五男君） 森井事業部参事。

事業部参事（森井善博君） 北出議員から御質問の農業公園整備事業費の1億6,703万、それとページ数でいいますと147ページとの関連ということでございますけれども、147ページに記載されておりますのは、市債ではなくて繰越明許費という形で上げさしていただいております、今回国の補助採択等の関係で3月補正に計上さしていただいておりますという関係で、年度内執行は困難であるという関係から、全額平成12年度に繰り越しをさしていただいているということでございます。（北出寧啓君「国・府の補助関係と支出の合算は、整合性をちょっと」と呼ぶ）

今回補正さしていただいております1億6,703万円のうち国の補助基本額となっておりますのが、そのうちの1億5,150万でございます。国の補助率が50%、それから府の補助率がちょっと変則でございます、1億5,000万円に対して15%、150万円に対して20%という形で、国庫支出が7,575万、府の補助金が2,280万ということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 北出議員からの御質問のうち、都市計画費の中で和泉砂川駅前地区再開発等調査費の委託料について御説明いたします。

砂川駅前地区の都市計画道路と駅前広場整備に係る調査委託料を今年度府並びに関係機関との調査用の事前資料の作成委託を実施しております。その落札減による減額補正をやっております。

それから、同じ都市計画費の中の樽井駅周辺地

区再開発等調査費の委託料、これについては、補正で樽井駅の海側、山側の計画等について行うように考えておりましたけども、今年度は山側の方の整備計画費だけ行いまして、海側については次年度やりたいということで、100万円の減額を行わせていただいております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から交付税の関係について御説明申し上げます。

まず、昨年度と比較しまして、平成11年度におきましては、普通交付税約5億円増額されてます。その中身といたしましては、基準財政収入額が約2億円減収し、そして基準財政需要額が3億円増加したということで、5億円が交付税としてふえてきているということでございます。

そして、その需要額がふえた主な要因というのは、補正単位費用、各単位費用がありまして、その単位費用の増加ということでございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 北出議員の御質問の中で、社会教育の関係で留守家庭児童対策について御説明申し上げます。

これにつきましては、下校後、家庭に保護者が不在の小学校1年、2年、3年生を対象といたしまして、留守家庭児童会——チビッコホームと申しておりますが、8クラブございます。それを開設いたしまして、家庭的な生活指導を行うことによりまして、入会児童の健全育成に努めております。

この中で、賃金といたしまして障害児の介助員の賃金として、障害児の子がおるということで当初見込み1名分を予定いたしておりましたが、介助の必要がなくなったということが1点と、それから、事故対応とか緊急招集等、また臨時の会議等時間外の賃金が不用となったため、当初見込みより減となったため減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 改めて上林助役、お答えいただきたいんですけども、これは一般会計予算

で年度に説明があったかどうか、ちょっと今確認できないんですけども、こういう補正措置に対してやっぱり直前にこういうものが配られるわけで、やっぱり記述されていれば質問はなしでいけるわけですよ。記述されてなければ、やっぱり質疑はしなきゃならないわけですから、その辺を合理的に議会運営を進めるためにも、前回おっしゃっていただいたような形のやっぱり細かい記述——細かなくてもいいですけど、概括がわかる記述ぐらいやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 特に予算の説明の欄の記述ということで、議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。できる限り説明欄の詳しい記述をこれからもやっていきたいと、かように思います。その記述によって質問もしないというような場合もありますので、できる限りは具体的な説明欄への記述をしまいたいと、かように思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 最後にいたしますが、農業公園にかかわって、この赤字財政の中で大規模な予算も組まれてるわけですから、やっぱり詳細な説明は議員全員にしていきたいなと思います。

これは常任委員会ではやられてるのかもわからないんですけども、これぐらいの市債も受け、補助金も受けてやる行事ですから、今どこを進捗してるのか、進捗状況はどうかぐらいの、これは数字ですけど、数字だけでは我々イメージも何もわかりませんので、簡単な地図ぐらい添付していただけたらと思います。以上、議長の方からもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——大森君。

5番（大森和夫君） 155ページの農業公園についてお聞きしますけども、財政難の折、この農業公園も見直しの1つに入っているというふうにお聞きしてるんですけども、見直しの規模ということをお聞きしたいんです。特に、現在25億円の総事業費ということをお聞きしてるんですけど

も、当初の予定から総事業費がどれぐらいふえたのか。それから、見直し規模についてお聞かせください。

議長（嶋本五男君） 森井事業部参事。

事業部参事（森井善博君） 大森議員の御質問ですけれども、農業公園そのものは平成6年から事業をやってきております。平成5年に基本的な計画を立てておるということでございまして、当時施設整備関係で15億ほどかかるんじゃないかというようなことで、議会関係等にも説明させていただいておるところでございます。

これまで事業を進めてきておるわけなんですけれども、議員御指摘のとおり、現下の財政状況の中で、当初予定されておる施設をすべて計画どおりにそのまま進められるかということについては、若干疑問もあるというふうに思っております。

今後、その施設の見直しについてどうかということでございますけれども、現在、いろいろ原課の方でも検討をしている段階でございます。基本的にはその事業の目的を限られた予算の中で、また限られた期間の中で、いかに効果的に効果を発揮していくかということでございますので、今後施設の整備を進め、また運営計画を検討していく中で、市民に親しまれるような施設になるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 市の財政難の論議は、この議会でもずっと論議になって、それこそ人件費からあらゆるもので本当に不要不急の財源支出ではないか、そういう論議がずっと行われてきたんですね。

農業公園も投資的事業の中で見直すということが何度か議論の中で出てきたんです。それは具体的に金額がまだ見直しのことができてないというのは、ちょっと遅過ぎるというか、本当に市の財政が大変な状況の中で、大分おくれるんじゃないかというふうな気がするんですよ。

例えば、2月17日の読売新聞の夕刊ですけども、「大きく実るか、農業公園」ということで、今、府内でできてる農業公園、神戸なんかでも幾つかありますけども、そこで神戸なんかの農業公園が

うまいことってない実例なんか出されて、こういうやつが市の財政も圧迫し、民間のこういう農業公園を経営しとるとこも大変な状況で、お客さんが行かないと、不景気だね。そういう状況があるということを書かれてるわけです。

そういう中で、公共事業に対して見直しするというふうにおっしゃってるのに、いまだに予算規模とか計画とかできてないというのは、その上1億円もかけてまた委託料を出すというのは、ちょっとその方針もないのに委託料を出すというのはどうかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 一般質問で井原議員からも御質問がございまして、約16億円程度の事業費を見込んでおるといってございまして、これについては当然用地費も含んでおるわけでございます。既に用地については100%に近い用地を先行取得しておりますし、また買い戻しもやっておるわけでございます。

今の時点で見直すという部分につきましては、農用地の整備の部分は、これは公社が取り組んでやっていただいているわけですが、公園部分につきましては、1期と2期と分けまして、1期については平成14年度までに整備を終わりたいということで事業を進めておるわけでございます。その1期の工事の中で、構造改善事業とかいろんな国の施策、補助事業を取り入れながら進めていくということでございます。

当初、公園の整備の基本構想のときには、宿泊施設とかオートキャンプ場とか、そういう部分を検討、計画をしとったわけですが、この部分については、当然今の情勢では延ばさざるを得ないということで、基本的には管理棟、また駐車場、花壇、これらの整備に努めていきたいということでございます。

〔北出寧啓君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今、部長が農業公園の先行取得はほぼ100%完成してるといような発言があったと思うんですけども、7億円は公社が買い込んでおりますけども、まだ3億円は買い

取っていないのではないかと。これから取得するというので、100%という表現はおかしいと思うんですけども、確認お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先行取得を含めて100%という発言をさせていただいたわけございまして、その後、私の方から買い戻しもやっておるとい御回答をさせていただいたところでございますので、何ら不都合はないのではないかなというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 見直しの規模ですよね、金額的な規模。これはやっぱり中期財政展望も出してる中やから、そろそろもうはっきりさす必要が、目標を決める必要があるんじゃないですかね。

じゃないと、市長おっしゃるように、泉南市は財政難の中で早くから中期財政展望を出し、そういう取り組みをしてますけども、経常収支比率などが好転しないところを見ると、その中期財政展望で書かれているそういう投資的経費の見直しとかいうことがきっちりできてないわけですよ。

特に、農業公園などは、規模をどれくらい削減するかというのをもっときっちりはっきりする必要があると思うんです。これは財政的な問題だけでなく、花卉農家の方も出発時点よりも参加者の数が減るとい話もお聞きしてますし、先ほど紹介しました読売新聞でいえば、堺市でことし緑のミュージアムというのがオープンするんですかね。これは箱物中心、施設型、観光型というふうなものができるらしいです。だから、その近くに泉南市ができるから、先ほど言われたようなこういう施設中心型じゃ多分お客さんが入らないだろうと、僕の素人考えなんですけどもね。それと違ったような施設の見直しというのも当然必要だと思っんです。

それと、あと明確に見直しの規模とかそんなことを考えておられないのか。考えておられるんですしたら、いつごろまでにそういう計画を出すつもりでおるのか、その点もう一度お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほどもお答えいたしましたように、用地の取得も買い戻しも含めまし

て、16億程度今後事業費として要するという
ことでございます。この見直しについては、今現在
は考えておりません。

ただ、12年度に当然15年度からオープンし
なければならぬわけでございますので、運営に
ついての形態、これもなるべく効果的な経費の節
減のできた運営管理ができるように事業計画を立
てるということで考えておるところでございます。
議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） ほんまに市の財政が大変な
中、市長が何度かその財政問題のことで言われて
た中では、アクセルを踏むのをやめて、減らして
アクセルを余り踏まずに速度を落としていくとい
うふうなことをおっしゃられたと思うんですけ
ども、今の山内部長のお話を聞いていけば、問題
を先送りしてるだけじゃないかというような気が
するんです。

市の財政状況でいえば、アクセルを踏むのを緩
めるとか先送りするだけじゃなくて、ほんまにも
うハンドルの切りかえとか、向きの切りかえ、
ほんまに公共事業優先の姿勢を改めていかなけれ
ば、財政再建はできないと思うんです。そやから、
そういう意味で、ほんとに中期財政展望にあるよ
うに、真摯な態度で事業の見直しに取り組んで
いただきたい、それを言うて質問を終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと関連をしてお示
しをいただきたいというふうに思うんですが、今
回のこの農業公園にかかわっての補助ですね、国
・府からそれぞれかなりの額が出てるんですが、
これはいわゆる農業公園の整備事業、事業本体
に対してかかる分なのか、それとも進入道路等の工
事費に関して、一般的に街路事業というのは2分
の1の補助があるわけですが、そういう性格のも
のなのかなですか。この整備事業の整備の中身がも
う一つよくわからないんです。

といいますのは、今後こういう形でかなりの事
業費に対して補助がずうっとついてくるのかどう
かですね。市の当局の方で具体的に将来の見直し等
をなかなか示されない。見直すんだ、見直すんだ
と言いながら、どの部分を見直すのか。そして、
その財源的な裏づけはどうなるのか、こういう

ことが今も質問ありましたようになかなか出てこ
ない。

そういうことで、見直すという言葉だけがひとり
歩きして中身が出ない。だから、本当に不安で
しょうがないんですね。出された資料では、平成
5年の——具体的に文書で出てるのは平成5年
なんですよ。これでいきますと、例えば事業費は
全体で15億。先ほどから十六、七億やというふ
うに言われているんですが、あと買い戻しが10
億超えるんですね。10億3,500万ほどになる
わけです。そうしますと、両方で25億ほどにな
るんですが、なぜ十六、七億という額が出てくる
のか。その裏づけになるような中身がなかなか出
てこない。

それから、先ほど言われましたように、大森議
員からありましたように、競合施設が堺に、従来
からの競合施設として、岩出町には県がてこ入れ
して、かなり皆さんが広く利用されている。サポ
テンのそういうドーム状の施設なんかいろいろ
あって、かなり利用されている。そういう集客能
力ある、県が運営しているわけですからかなり大
規模な施設ですが、そういうところとの競合関係、
これについてもどうなるのか。

いわゆる利用アセスですね。これについても何
回か皆さんから質問が出てるんですが、その利用
アセスもなかなかいまだもって出てこない。こ
ういうことで、当然利用アセスに基づいて適正な
規模、適正な配置、これをやるべきだろうとい
うふうに思うんですが、利用アセスも出てこない。
そして、見直すんだ、見直すんだ。何を根拠に見
直すのか。その根拠がなかなかはっきりとしない。
そして、見直しや費用だけがひとり歩きする。な
かなかその裏づけが出てこない。

こういうことでは、本当に議会にこうやって補
正予算で額が出てくるわけですが、これがどうい
う位置づけの額なのかかわからないんですよ、はっ
きり言うて。だから、何回も同じような質問が皆
さんから出てくるわけです。

そういう点で、泉南市で財政当局と原課と定か
に調整はしておられて、13年度以降15億1,0
00万、12年度を入れますと大体16億五、六
千万になるわけですが、こういう枠が出てくる。

先ほど言われた十五、六億というのが出てくるわけですが、その辺本当にこの額を出しておられる以上、その裏づけになるようなものを根拠とともにお示しをいただきたいなど、こういうふうと思うんです。我々論議できないですよ、中身も何も無いようなことでは。

議長（嶋本五男君） 森井事業部参事。

事業部参事（森井善博君） 今後の残された財政需要といいますが、事業費ということで16億という形でお示しをさせていただいておるところでございます。この中には議員御指摘のように、土地開発公社からの買い戻し、それから、あと一部未買収地も含んでおるといことで、用地関係で約10億程度の費用がその中に含まれておるといことでございます。

市の今後の負担を可能な限り下げていくというように、国・府に事業費補助についてかねがねから要望しております。ちょうど1年前に初めて農業公園関係の事業に対する補助金という形で、国の関係で3億9,000万の事業費で認められております。これについては、芝生広場の整備、それから駐車場の整備、花壇の整備、それから遊歩道の整備といった内容で認められております。農業公園全体に対する補助金という形ではございません。その中の一部施設について、事業目的に合致するものというような形で部分的に認められておるものでございます。

そして、今回新たに継続して府の方にも要望をしております、府道泉佐野岩出線から農業公園に至る進入道路、それからそれに埋設する引き込み水道管について事業費補助が認められたということでございます。

それから議員御指摘の近傍で類似施設、競合する施設が建設されてきておるといことがあるわけなんですけれども、農業公園といいますが、地区地区それぞれその特色というものがあると思います。堺の方では、施設型のかなりの事業費の規模で事業も進められております。

泉南市は泉南市で横に花卉団地ということで、それと連携を図りながらというようなことで、地域の農業の特色を生かした、花を1つのテーマとした農業公園というふうを考えておるわけござ

いまして、今後利用アセスという、来年度検討させていただきましても、やはり地域の特色を出していくと。そういったことで来園者の確保も図っていくというのが一番大切ではないかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、平成5年にお示しをいただいた建設事業基本計画の費用負担というやつを持っているわけですが、これでは総額15億、そのうちの国費が3億5,000万近くということで、府費が4,350万、それから市費が圧倒的に多くて11億と、こういう書いたものが現に出ているわけですね。

だから、これに対して今現状、おたくらは進めていかれるという立場なんですから、進めていくという前提で、どこがどういうふうにも有利に国費等充当できるように展開をしているのか、府費等でもどうなっているのか、この辺を具体的に議会に、今これだけ財政難で大型公共事業の見直しということも言われてるわけで、これはまさに当初からいいますと総額30億に近い事業なんですね。

だから、それが本当に泉南市の今後の財政運営に支障を来さないものなのかどうかと。やはり今の時点で当初の書いた計画に対して、どういうふうにも今現実は展開をし、有利になっているのか、こういうことはやっぱり出さなければならない。

それから、競合施設、例えば施設中心型だというふうに言われたけれども、施設中心でないような岩出のいわゆる緑化センターというのは早くからあるわけですから、そして、あそこはどんどん県が費用を入れて、いろいろな施設ですね。ほんとに目先を変えて、1回行ってもう終わりというような感じではなくて、2回、3回行きたいなというふうな、そういう洋花、サボテンなんかも入れたそういう施設が現にできているわけですから、その辺との競合関係で、あそこで11万入る。そういう想定で泉南市の入場者想定もやっておられるわけなんですけれども、果たしてそういうものが——当時建てられたときは、もうまさにバブルが終わった直後ですから、バブルのさなかからずうっとこの計画を立てて、出したときにはバブルがはじ

けてたわけですから、計画そのものはバブルのそういうときに計画しているやつですから、その辺からはどんどん社会的な情勢、経済情勢が変わってきてるわけですから、その辺で改めて我々にもっと論議が十分できるような資料提供をしていただきたい。

見直すと言うけれども、どこを見直すんやと、こういうようなことが出てきてない。細切れで先ほど芝生広場ですか、その辺に3億9,000万の補助金がついたと。その3億9,000万の補助金が全体計画の中でどういう位置と役割を占めているのか。その辺もきっちり示していただかないと、これだけの大きな事業をやるにもかかわらず、我々議会の方に提示されている資料というのは、非常に説明不足を否めない、こういうように思いますよ。どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほど議員お示しのよう、平成5年度と現在とは相当社会情勢も変わっております。また、対応する泉南市の財政力、これについても変わってきております。今後、当然見通しを立てた農業公園の整備、これをやっていかなければならないわけですが、これについては、先ほどから申しておりますように、1期については平成15年度でオープンをしたいというめどを立てておりますので、これについては精力的に取り組んでいくということでございます。

先ほど申しました見直しの部分が見えてこないということでございますが、当初予定しておりましたいわゆる宿泊型の施設、これについては当分先送りをするということで進んでおります。また、いわゆる観賞温室、これらについても先延ばしをしたい。また、いわゆるキャンプ場ですか、これらについても先延ばしをしたいということでございまして、オープンに当たっての必要最小限の今回補正をお願いしております部分については、府道から1.4キロほどございますアクセス道路、これの整備は当然せないけませんので、今後農用地の整備の進捗とあわせて、公園部分の整備にも努めていくということでございます。両方相まって来年度利用アクセスもやるわけですが、そ

れの中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今も言われたんですが、おたくらは頭の中でどんどんこういう施設を減らしていくんだと、先送りしていくんだと、こういうこと言われて、その辺のいわゆる費用的な裏づけ、どれだけ削減になるのかというようなことも頭の中ではわかっておられるでしょうけれども、我々には平成5年に出されたこの事業計画以外は出てきてないんですよ。

だから、その計画に照らして、一応たたき台ですから、議会に示されているこの部分がこういうふう減って、この部分はこういうふう減額になるんだと、そういうことを具体的に示されて、あ、これだったら財政の見通し等一定あるんじゃないかなと、今の財政危機でも一定これでは進捗しても大丈夫なんだろうと、こういうことがわかってくるわけで、そういうものがなかなか出てこないんですよ。

例えば、管理運営費ですよ。これなんか1年間に1億6,700万ほど要る、この管理運営費が表へ出てるだけなんです。利用アクセスの関係でいえば、本当にそれだけ金をつぎ込める施設なのかどうか。11万というような利用アクセスを前提にして管理運営をやっていくということですから、その見直し等具体に出てこないんですよ。何を根拠に我々に論議せえと言うんですか。平成5年に出たもんだけなんですよ。

いろいろ見直し、見直し言うて聞いていけば、いわゆる宿泊施設あるいはそのほかいろいろなものを減らしていくんだ、減らしていくんだと。それがどう財政に影響を与えるのか。こういうものについて一定この辺で、毎回のよう同じような質問が出るわけですから、明らかにしていられる。それから具体的な事業に一定中間的に1年凍結するということもあり得てもいいじゃないですか。

そういうことで、十分に判断素材を議会にも与えて、議会の了解のもとに先へ進めていくと、これがあるべき姿じゃないですか。書いたものはもう全く、今話を聞いておれば、いやいやそれにかわるようなことを言いながら、はっきりしない

です。おたくらわかってるだけではあきませんよ。議会の合意のもとに、財政難の折からこういう事業は合意しながら進めていくというのがあるべき姿でしょう。そういう具体的な中身がいつも出ないじゃないですか。管理経費についてはどうなんでしょうか、どの程度見込んでおられるんですか、今、そういう施設を減らすということについて。人員なんかもはっきり出てましたよ。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 管理主体、管理手法、管理経費も含めまして、12年度中に見定めたいというふうに思っておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ところが、12年度にやるやる言うても、今年度1億6,700万の事業費を組んで、そして繰越明許ですから、間際になってこれだけの予算計上されて、繰越明許でやられる。そして、これだけではなくて合わせて1億1,400万の工事費、これも入っていると。2億5,000万ほどの事業をやられるんです、おたくらね。

それで、それは全体の額、例えば当初は30億近かったですから、それからいうたら少ないですけど、どんどん減らしていくうちの2億5,000万だというふうになれば、これはほんまに1けた分の何ぼと、こういうふうな額になるわけですね。そういう額を一体本当に使っていいのかわかるか。支出していいのかわかるか。その根拠になる全体的な見直し像もわからん。事業だけは進めさせてくれ。これでは余りにも不親切ではないかというふうに思うんですよ。

ここに年間運営費ちゃんと出てますよね。1億6,720万というやつがちゃんと出てますよ。おたくらから言わせれば、論聞いてたら、絵にかいたもちみたいなものを出しておいて、具体的な根拠も示さんとやるやる。こんなむちゃくちゃな、それで2億5,000万認める、こんなことでは納得できませんよ。どうなんですか。12年度ではなくて、早急に我々が判断できるような材料、いわゆる利用アセスも含めて提示をされる、こういう意思はありませんか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 今回補正をお願いしておりますのは、先ほどもお答えしましたように、アクセス道路、それから道路の整備、また布設する水道の設備費でございまして、当然、農用地の整備に合わせまして必要な部分でございます。農用地の整備については先行しておりますので、どうしても水道の布設、また、それに行くアクセス道路の整備完了が必要ということで補正をお願いしております。

また、先ほどからお答えしておりますように、12年度には利用アセスも含めました管理手法も検討するというところでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。5回目ですので。

13番（和気 豊君） もう最後にします。

なかなか論議がかみ合わないんですが、本当におたくらの姿勢は、議会に一定の採決にかかわる判断を求めながら、それに見合うような資料をお出しにならない、こういうことで、農用地整備関係をやっていくんだと、そのためにはどうしても避けられないんだと。しかし、かるがも計画といわゆる花卉団地とそういうセットになったその関係の進入道路でしょう。片方には利用するわけです、やっぱり農業公園には。

だから、農業公園にかかわってそれを進捗させるための事業じゃないですか。進捗の判断が先やらないですか。当然のことじゃないですか。それをやらんと認めてほしい、必要だから認めてほしい。おたくら、あくまでも議会に示さんと、見直しという言葉だけで先へどんどん進めよう、こういう姿勢じゃないですか。むだ遣いかどうか、それが効果ある事業なのかどうか、公共事業として市民合意を得られるような事業なのかどうか、そういう判断も我々今できませんよ、これでは。

何回も強調していることなんですが、そういうことを再度最後に強調して、私の質問を終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 時間も大分たっておりますから、簡単に二、三点お伺いをいたします。

156ページの減額補正ですけども、砂川駅前地区の調査の問題ですが、これはこの調査のあり方とか駅前開発の進捗状況についてですけども、

地元との合意形成はどないなってるのかということをお尋ねしたい。情報によりますと、かなり難しいのと違うかなという意見もあります。このことによって、砂川樫井線の片木アルミとの関係も出てくるわけでありますが、この事業の進捗度合いがどうなってるのか、これを含めて御答弁をいただきたい。

その下の同じく樽井駅前周辺の地区再開発、これも減額補正ですけれども、この樽井駅前の状況等についてもあわせて御答弁をいただきたい。

それから、159ページなんですが、諸支出金の中で886万4,000円の補正がなされているわけでありますが、これは確認をしておきたいんですが、先般、新聞等で報道されました生活保護の関係の会計検査院から指摘をされた返還分かどうかですね。その分についてなのかどうか、このことについても御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 島原議員からの御質問のうち、和泉砂川駅前地区の再開発調査費の委託料の減額に関する件で、砂川駅前地区再開発事業の現状がどうなっているのかというようなことについて、御答弁させていただきます。

砂川駅前地区につきましては、平成3年度準備組合を立ち上げまして、今まで合意形成できるように、準備組合ともども頑張ってきてるわけですが、事業を取り巻く環境、それから市の財政事情、いろんなことから規模の縮小をしないことには事業の採算性が取れないということで、東街区、旧ライフの方ですね。そちらに的を絞って今合意形成に努めているようにしております。

現在の進捗につきましては、ケーススタディ（その4）という計画の中で、権利変換モデルを各個々の権利者またはテナントの方々に対して説明を行い、それに基づいて権利者の方がどういう意向をお持ちなのか。再開発ビルの方に入居を考慮されるのか、それとも地区外への転出を考慮されているのか。そこらを具体的に聞いて再開発事業としてやるのか、それともほかの事業選択があるのか、そこらを今年度中に、3月いっぱいには何とか方向性を出したいというふうに考えておりま

す。

当然、砂川駅前地区につきましては、砂川樫井線が再開発の予定区域まで平成15年から16年ぐらいには伸びてくるということを聞いておりますので、駅前との接続は、これは当然必要だと思います。その中で、都市計画道路の砂川樫井線、信達樽井線、それと駅前広場、公共施設を主にした整備計画の中で、それに係る権利者の方の意向によってビルを建てるというようなことになっております。

それと、樽井駅につきましては、なかなか事業が難しいというのは、街づくり協議会の中でもなっております。その中で、当面海側へのアクセスですね。といいますのがサザンビーチ等への夏場の利用、それからこれは企業局の方の企業誘致をするにしても、海側へのアクセスなんか必要ではなからうかというようなことになっておりますので、それらについて、今年度では実施できませんでしたが、来年度に予算を取りまして、何とか海側への展開を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 島原議員御質問の諸支出金の返還金でございますが、これは議員御指摘のとおり、昨年5月に会計検査院で指摘を受けました生活保護費の国庫負担金の返還金でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 駅前特別委員会もありますから、私の方の会派で特別委員長も仰せつかっておりますから、これ以上言及することは避けまじすけれども、先ほど大森議員さんも御指摘なさいましたように、1つの目的に向かって事業計画を組んだと。この砂川駅前も当初は何かバブル時代でありましたから当然だと思んですが、600億ほどで間組がメインデベロッパーですが、そういうことで、なかなか威勢のいい計画を組んでおったんですけども、現在こういう時期ですから、半分ほどに事業縮小してあるというふうに私も聞いておりますけれども、やっぱり一応計画を組んだ以上は、この事業目的に向かって遂行していくと

いうことでないと、じゃ、だれが最終的な責任をとるかという問題もありましょう。その辺はやっぱり調査費等も随分つぎ込んだわけでありますから、市民に対するその責任の所在ということも必ず問題になってくるわけです。

今、御答弁なされたビル計画等についても、万遺憾ないような対応をしないと、何回も何回も計画をしながら変更をしなければならんという状況は、市民にとっても、行政にとっても、財政にとっても、余り好ましい状況にはない、私はそう考えます。これは樽井の駅前の開発も若干おこなっているようですけれども、海に通じるいろんな通路なり、東洋クロスの問題等もあると思うんですが、精力的にひとつ努力をしていただきたいなというふうに見聞にかえときます。

以上です。終わります。

〔北出寧啓君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 再三申しわけございません。先ほどの部長の発言で100%と。今資料をいただきまして、もう一度部長に整理していただきたいんですけども、私の勘違いであれば許していただきたい。

未買収が2億7,413万7,983円、買収済み公社所有が7億2千何万円ですね。これがあるということで、私は未買収2億7,400万あるから100%買収したという言い方はおかしいのではないかと申さしていただきました。改めて部長が、いや100%だ、買収済みは買い戻し額を含めて云々だという話をされました。

これは上記の買収済み、所有者が泉南市になっている2億7,700万円の分だけだと思っております。その意味では100%です。私が指摘させていただきましてまだ宙ぶらりんになっている公社買収が7億2,000万、未買収が2億7,000万円ということで、私はそういう観点から、100%というのはおかしいのではないかとというふうに指摘させていただきました。

議場にも議員の方々にも理解できない点があると思しますので、改めて部長より説明いただきたい。明確にしておいていただきたい。私の誤解があればお許しください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方も理解しがたい部分がありました。先ほど北出議員おっしゃられたとおりでございます。未買収の用地については2億7,400万円でございます。また、公社が先行取得いたしまして、まだ泉南市が取得をしておられない用地につきましては7億2,000万円、これはこの3月現在でございますけど、ございません。それと、既に泉南市が買収をしております用地の部分でございますけども、これは買い戻しの価格で2億7,700万円ほどでございます。

それから、未買収の用地の2億7,000万円につきましては、これは農用地の整備した部分で、当初もぎ取り園という予定をいたしております公社が造成した部分を買うということになっておりますので、その部分が未買収地になっておるということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 議案第20号、泉南市一般会計補正予算について反対の立場から討論をしてみたい。

私は農業公園1点についても、市が議会に十分な資料を示すことなく見直しをひとり歩きさせながら、論議を進める、こういう機会を失わせしめている、このことにまずもって抗議を申し上げたいというふうに思います。

開発公社から買い取る用地費だけでも10億円余、そしてさらに造成費用や箱物づくりでは幾らになるのか。当初の15億の計画がどういうふうに削減され、見直しをされたのか、議会にはいまだもって定かに示されておりません。ましてや競合施設が近くにあり、そして堺にも箱物中心ではありますが、施設中心ではありますが、競合施設ができた今、一体どの程度の利用者を見込めるのか。

そのことによっても管理運営費当初計画は1億6,000万余でありますから、この点についても当然見直しが必要であります。その点について

も利用アセスがやっと12年にやられる。しかし、今予算では1億6,700万円余の事業費が計上されています。事業は私ども議会にはその根拠を示さずに、見直しの根拠も示さずにどんどん進めていかれる。それが将来、どう泉南市の財政負担に大きな影響を与えるのか、そのことも今もって明らかではありません。このような事業を行うについて、その根拠を明確にされずに進められる市の姿勢には憤りを禁じ得ません。

また、和泉砂川駅前再開発計画についても、これからもケーススタディ(4)の改訂版をもとにした駅ビル中心の再開発、これに伴う調査等を前提に進めていかれるということであります。泉南市の財政事情を無視した開発至上主義が今一般会計補正予算にも明確にあらわれている。議会を無視したような今補正予算には賛成しかねるものがあります。

以上申し述べ、反対討論といたします。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋本五男君) 起立多数であります。よって議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、議案第23号 平成12年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第34、議案第39号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上17件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成12年度泉南市各会計予算17件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) ただいま一括上程をされました議案第23号から議案第39号までにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第23号の平成12年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、別冊の予算書3ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ207億9,380万円とするものでございます。平成12年度予算は前年度当初比3.7%増となっておりますが、これは公債費、人件費など義務的経費を初め、介護保険制度の創設によりまして繰出金等が増加したことによるものでございます。

なお、新年度予算の編成に当たりましては、深刻な財政状況の中で、財政健全化のため歳入の確保に万全を期するとともに、経費の節減及び事業の選択等について精査を行いつつ、人権、教育、福祉、環境などの充実を基本理念に予算の編成を行ったものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

140ページをお開き願います。財産管理費の備品購入費501万7,000円でございますが、これは環境に優しい施策の充実を図るため、排出ガス抑制の視点から本市で初めて天然ガスを燃料とする低公害車2台を購入する経費でございます。

次に、143ページから144ページにかけての市制30周年記念事業費の1,500万円でございますが、これは昭和45年7月1日に市制施行以来30周年の記念の年を迎えるに当たりまして、記念式典を初め市民総参加の手づくりによる記念事業を実施するための経費でございます。

次に、165ページをお開き願います。老人福祉費の委託料のうち街かどデイサービスの委託料1,400万円でございますが、これは高齢者の介護予防や閉じこもり防止を図るため、地域の既存施設などを活用し、地域ぐるみできめ細かなサービスを提供するための経費でございます。平成12年度に市内2カ所で実施を予定しているところでございます。

次に、188ページをお開き願います。介護保険費の繰出金3億3,054万9,000円でございますが、これは高齢者の介護を社会全体で支えていくという趣旨のもとで、本年4月より施行されます介護保険制度を円滑に実施するため、一般会計より繰り出しを行うものでございます。

次に、199ページでございます。塵芥処理費の負担金補助及び交付金のうち生ごみ処理機器購入補助金200万円でございますが、これは一般

家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ処理機を購入する家庭に対しまして、その購入に要する費用の一部2分の1、2万円を限度に今年度より助成をする経費でございます。

次に、209ページから210ページでございますが、(仮称)農業公園整備事業費の工事請負費1億10万円でございますが、これは農業公園の整備に向けて、今年度上水道施設の整備を行うための経費でございます。

次に、211ページの経営構造対策事業費の負担金補助及び交付金の1億3,000万円でございますが、これは高品質な花卉栽培、安定した農業経営などを促進するため、(仮称)泉南西部花卉生産組合に対しまして、ハウス等の整備に要する経費の一部を助成するものでございます。

次に、232ページから233ページにかけての牧野公園新設事業費の4億185万1,000円でございますが、これは敷地内に緑のオープンスペースを確保し、市民に憩いと安らぎを提供するとともに、緊急時の避難地として公園の新設整備を行うための事業費でございます。

次に、241ページをお開き願います。消防施設整備事業費の工事請負費5,000万円でございますが、これは樽井分団車庫の老朽化に伴いまして、新たに耐震性の貯水槽と分団車庫を兼ね備えた施設を建設、整備するための経費でございます。

次に、252ページでございます。学校施設整備費委託料のうち設計委託料550万円でございますが、これは平成14年度までに小学校にコンピューターの整備が必要となりますため、前年度に引き続きコンピューター教室4校分の設計委託に要する経費でございます。

同じく委託料のうち調査委託料631万1,000円でございますが、これは今年度計画的に学校施設の改修を図るため、今年度より初めて耐震診断を行う経費でございます。

なお、歳入の明細につきましては、103ページから127ページに記載してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上簡単でございますが、議案23号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第24号から議案第32号までは平

成12年度各財産区会計の予算でございますが、17ページの樽井地区財産区会計予算から49ページの信達岡中財産区会計予算までの9財産区会計でございます。明細につきましては、315ページから350ページに記載をいたしております。

次に、53ページの議案第33号、平成12年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、記載のとおり歳入歳出それぞれ694万8,000円とするものでございます。明細につきましては、351ページから355ページにかけて記載をいたしております。

次に、57ページの議案第34号、平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ50億7,762万3,000円とするものでございます。明細は357ページから378ページに記載をしております。

次に、63ページの議案第35号、平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ43億5,278万8,000円とするものでございます。明細につきましては、379ページから384ページに記載をいたしております。

次に、67ページの議案第36号、平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ25億7,082万3,000円とするものでございます。明細につきましては、385ページから402ページにかけて記載をしております。

次に、73ページの議案第37号、平成12年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ3,679万4,000円とするものでございます。明細は403ページから406ページにかけて記載をしております。

次に、77ページの議案第38号、平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ20億4,268万8,000円とするものでございます。明細につきましては、407ページから425ページに記載をしております。

次に、議案第39号、平成12年度大阪府泉南

市水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。予算書は別冊となっております。別冊の1ページでございますが、総括表でございます。

まず、収益的収支でございますが、収入といたしまして15億6,335万円で、対前年度比は7,085万円、4.7%の増加となっております。対しまして支出でございますが、15億6,268万8,000円で、対前年度比7.1%の増加でございます。収支差引きは66万2,000円の利益となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入といたしましては10億5,575万円で、対前年度比は2億8,540万円の増加で37.0%の増加でございます。対する支出でございますが、11億9,981万円で、対前年度比32.1%の増加でございます。収支差引きは1億4,406万円の不足でございます。この生じた不足につきましては、内部留保資金で補てんするものでございます。明細につきましては、30ページ以下に記載をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、議案第23号から第39号までを簡単に御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これよりただいま一括上程いたしております平成12年度各会計予算17件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 歳入の方の説明がなかったんですけども、まず歳入の方の105ページの航空機燃料譲与税、これが今回776万4,000円の減になっておりますけれども、中身をお聞かせ願いたいと思います。

それから、107ページの使用料、このところで47万9,000円減になっておりますけれども、内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、歳出の方で街かどデイハウス事業補助金が出ておりますけれども、これは初めての事業なのか。現在、大阪府はこれをやっておりますけれども、これ初めての事業なのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、165ページの福祉見舞金110万円ですね。この中身をお聞かせ願いたいと思いま

す。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から航空機燃料譲与税について御説明申し上げます。

航空機燃料の譲与税につきましては、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額を航空機の騒音あるいはまた障害の防止対策に空港及びその周辺の整備に要する経費として市町村に国の方から交付されてきます。

ただ、今回昨年度から減額になっておりますのは、地方財政計画に基づいて多少減るということで減額さしていただいております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 107ページの庁舎等使用料の庁内食堂使用料が12万円減になっておりますけれども、これにつきましては、食堂の使用料の見直しによる減額になっておりまして、今までが月5万円、年額で60万円いただいていたものを月1万円、年額で12万円ということで減額になったものでございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 申しわけございません。平成12年度予算につきましては、予算委員会の方で多分御質問ということで、余り資料は用意してないんですけども、街かどデイの議論でございますけれども、これにつきましては、平成12年度、要するに介護保険の関係で自立という形で認定された方、そうした方々につきまして、地域で小さなデイというんですか、そうした見守りとか来ていただきまして、その中で指導員が1人おりまして、要するに寝たきりにならないとか、そういった予防対策をやる事業でございます。来年度2カ所予定しているという事業でございます。

具体的に申しますと、自立と判定される高齢者の方々ですね、これの介護予防ということを図るために地域の施設等を利用して、住民参加によりますきめ細かな生活支援を行うという形で、特にお願いする団体としましては、民間の非営利団体、そういった方々をお願いしまして、サービス提供の基盤整備を図っていくというのがその街

かどデイハウスの事業ということでございます。

そして、次の福祉見舞金ですけれども、これにつきましては、長期に入院されてる方について福祉の見舞金を支給するというものでございます。ですから、入院されてる方について見舞金を支給するというので、単価については、その辺の詳しい事情につきまして、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、御容赦のほどお願いしたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） これは予算委員会の付託議案でございますので、その点奥和田議員、御配慮のほどをひとつよろしく願いしておきます。——奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 私、予算委員会のメンバーではありませんので、質問をしておりますけれども、やはりわかりませんので聞いております。

まず、今答弁していただきましたけれども、航空機燃料の譲与税ですけれども、予測でこれだけ引いてるということなんでしょうか。例えば田尻町も今回若干引いておりますけれども、比率が大分違うわけなんですね。泉南市はもらうのが低いけど、田尻町より少ないけども、補正で余計目に少なくしてるんですけど、この点はどういう計算の仕方をしたんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの庁舎内の使用料が5万円から一遍に1万円になったという話なんですけれども、これは何かそういうふうになんてな状況が生じてこういうふうになったのか、ちょっとわかりにくいのでお知らせ願いたいと思います。

それから、街かどデイハウスですけれども、これは今まで大阪府が4分の3の補助を出して、各市町村が4分の1の補助でずっと続けておったものが今回介護保険が4月1日からなるということで、この中身を変えたのでしょうか、それとも新しく泉南市としてやっていこうという、そういう中身なんでしょうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 航空機燃料譲与税につきましては、先ほど私御答弁さしていただ

きましたように、一応国税として航空機の燃料について収入すると。その中の13分の2を都道府県及び空港関係市町村へ譲与という形で譲与税で交付されてきます。

それで、金額につきましては、平成10年決算が4,550万7,000円でした。そして、平成11年度の決算見込みにおいて約4,200万円ぐらいだろうという推計をしております。それに地方財政計画97.5%を掛けた金額が4,085万円ということでございます。

その中で議員御指摘の田尻町との関係でございますけれども、この燃料譲与税につきましては、空港面積あるいはまた滑走路、誘導路、エプロン面積等の割合で配分されるということでございます。

ただ、空港面積につきましては、泉南市の方が田尻町より少し多いです。しかし、誘導路とかエプロンの面積の割合につきましては、泉南市が27%のところ田尻町が39%ということでございます。それで若干金額の違いが出てくるんじゃないかなというように思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 馬野総務課長。

総務部総務課長（馬野史朗君） 使用料でございますけれども、堺から以南を我々の方は調査しまして、ほとんどのところが使用料については減免が無償ということでございます。一番高いところで阪南の年10万ということでございまして、食堂につきましても、やはり職員の福利厚生の一環として行っている以上、できるだけ使用料を抑えることによりその食堂の品物の値段も下げるというふうなこともございまして、今回5万円から1万円に下げたということでございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 街かどデイハウスに対する再度の御質問でございます。

この街かどデイハウスにつきましては、泉南市としましては、12年度初めて展開する施策でございまして、先ほど言いましたように、自立と認定されまして、そして介護保険の対象の方から外れた場合の対応という形でこの事業を展開していきたいと、このように思っております。ですから、

この分につきましては、府の従来の街かどデイハウス、その事業の延長線上にあると、こういうことで御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、先ほど福祉見舞金につきまして少し説明の方が不十分であったかと思えますけれども、この福祉見舞金につきましては、高齢者の方々が長期に入院された場合について、その期間ごとに見舞金を支給しているものでございまして、その基準としましては、入院期間が30日から要するに2カ月間ぐらいの入院でありましたら1万円、それから3カ月で1万5,000円、それ以上になりましたら2万円という形でそれぞれ支給しているものでございます。

以上でございます。

〔重里 勉君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 重里君。

16番（重里 勉君） 奥和田氏の質問途中ではございますが、先ほどの議会運営委員会におきまして、皆さん方議運のメンバーの方に、本人さんもおられましたけども、付託案件でございますので、付託議員の読み上げとその旨の了解をしてくれということで、皆さん方の了解を得たものと、私すぐに議長にも報告したわけですけども、そういう点御配慮をお願いします。

議長（嶋本五男君） そういうことでございますので、ひとつ奥和田君も御配慮のほどお願いします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 議長の許しを得てやってくるんですわ。議長の許しを得てやってくる……

議長（嶋本五男君） だから御配慮をお願いしますと言ってるんだから、配慮してください。

9番（奥和田好吉君） 配慮してるんです、今。配慮してるんです。やりたいことは何ほどもあります。やりたいことは何ほどもありますけど、配慮してやってくる……

議長（嶋本五男君） それは予算委員会に付託する議案でございますので……

9番（奥和田好吉君） 以上で終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本17件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成12年度各会計予算17件につきまして

は、12名の委員をもって構成する平成12年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって平成12年度泉南市各会計予算17件につきましては、12名の委員をもって構成する平成12年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成12年度予算審査特別委員会委員12名につきましては、議長において指名することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成12年度予算審査特別委員会委員に、

- | | |
|-----|----------|
| 1番 | 井原 正太郎 君 |
| 2番 | 小山 広明 君 |
| 4番 | 市道 浩高 君 |
| 5番 | 大森 和夫 君 |
| 6番 | 松本 雪美 君 |
| 7番 | 東 重弘 君 |
| 8番 | 松原 義樹 君 |
| 10番 | 谷 外嗣 君 |
| 11番 | 南 良徳 君 |
| 12番 | 真砂 満 君 |
| 14番 | 成田 政彦 君 |
| 18番 | 上山 忠 君 |

の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました12名の諸君を平成12年度予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、あしたからよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る21日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る21日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会とします。どうも御苦労さんでございました。

午後6時49分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 小 山 広 明

大阪府泉南市議会議員 辻 彌 一 郎